

平成28年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び散会 平成28年3月9日 午前10時00分 開会  
午後 4時31分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子	書 記	井 谷 亜 耶

6. 会議録署名議員 6番 岡 本 吉 司 7番 朝 岡 佐一郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	増田 順弘	一問一答	高齢者福祉について	市 長 担当部長
				救急医療体制について	市 長 担当部長
2	10	吉村 優子	一問一答	人事交流について	市 長 担当部長
				入札について	市 長 担当部長
3	3	川村 優子	一問一答	葛城市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について	市 長 担当部長
				子ども・子育て支援について	市 長 教育長 担当部長
4	2	内野 悦子	一問一答	女性活躍推進について	市長 担当部長
				男女共同参画について	市 長 担当部長
				がん対策について	市 長 教育長 担当部長
5	15	白石 栄一	一問一答	総合型地域スポーツクラブの創設について	市 長 担当部長
				新道の駅事業について	市 長 担当部長
				コミュニティバス運行について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

去る2月29日の通告期限までに通告されたのは5名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、5名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含め60分といたします。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

**増田議員** 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。まず、1点目は、高齢者福祉についてであります。2点目は、救急医療について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席にてさせていただきます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** それでは、お願いをいたします。まず、高齢者福祉について質問をさせていただきます。

全国的に65歳の高齢者と言われる方々の人口の増加が問題となっております。全人口に占める65歳以上の人口の割合が、全国では2013年10月時点で25.1%、本市においても2014年10月時点で25.1%という結果でございます。人口問題研究所の予測では、2025年では全国では30%を超えるということになっております。ちなみに、本市においても29%という予測になっております。このような大きな要因といたしましては、医療の進歩であるかなというふうに思われます。できることであれば、誰しものが健康で長生き、つまり健康長寿を望んでおられるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。現在、本市において、健康長寿に向けてどのような取り組みをされているのかお尋ねをいたします。

**赤井議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。ただいまの増田議員の質問にお答えさせていただきます。

第6期介護保険事業計画の課題として、介護予防の更なる充実を挙げて取り組んでいるところでございます。高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるように支援すること、また、既に要介護状態であっても重度化を予防することも介護予防と考えております。

二次予防事業といたしましては、運動指導教室や認知症予防教室、口腔指導や栄養改善教室は継続して実施しております。加えて、平成28年度には専門家による運動機能向上を図る運動教室を実施し、充実を図っていきたいと考えております。

一次予防事業では、健康寿命を延ばし、得られた健康を生かしていくことも視点に入れ、取り組んでいきたいと考えております。

老人クラブを初めとする、一般高齢者を対象とするいきいきヘルス事業や、市の指定管理でもあるウェルネス新庄における運動教室、また、ゆうあいステーションでは誰もができる水中運動教室など、更なる充実を図るとともに、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応える仕組みづくりや、市民らが運営する集いなどの活動を地域で展開、継続した場を持つといった地域づくりを推進していこうと考えております。

より多くの参加者を得られるよう、事業の啓発、PRには工夫して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。数々の取り組みをいただいているところではございますが、先ほど説明もございましたように、より多くの市民の皆さんに参加していただくことが大切であるというふうに思いますので、しっかりと周知をしていただき、今後とも更なるお取り組みをお願い申し上げたいというふうに思います。

このような取り組みの内容を私なりに3つに分類をさせていただきました。1つは、病気に関すること。そして、栄養、食事に関すること。それと運動に関すること。この3つに分類できるかなというふうに思います。

そこで、まず運動についてお尋ねをいたします。高齢者のスポーツといえば、グランドゴルフ、ゲートボール、スイミング、ウォーキングなどが主なものかというふうに思います。中でも、グランドゴルフについては、市内各地域において活発に活動をされております。9団体、300名を超す方が参加をされておるというふうにも伺っております。

市内において各スポーツをされている方はたくさんおられますが、競技人口別の人口においても、このグランドゴルフは多い方に属するのかなというふうにも思います。また、市としても、他のスポーツと比較しても、野球場やサッカー場のような既存の施設を活用でき、財政負担の少ない競技であるというふうに思います。

先日、グランドゴルフをされている方々とお話をする機会がございましたので、紹介をさせていただきます。

週に2回、約2時間、これは12カ月といいますか、オールシーズン、年中取り組まれておるというふうにも伺っております。年齢は、60歳から80歳後半の方まで、幅広い高齢者と言われる方々が参加をされておると。平均いたしますと、70歳半ばぐらい、75歳ぐらいが平均的な年齢かというふうにもおっしゃられておりました。

また、何よりも、たくさんの人と楽しく体を動かすことで、自分の健康管理をしているんだというふうにもおっしゃっておられました。

定年退職後であったり、子育ても終わり、老後を健康で楽しく自分の時間を過ごしたいという高齢者にとっては、このような取り組みは市としてもしっかりと支援すべきであるというふうに思うのですが、どのようなお考えかお尋ねをいたします。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** おはようございます。教育部長の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

人は加齢に伴いまして、心の豊かさをより強く求めるといふものでございますが、ますます進む高齢化社会の中におきましては、これが全体的な傾向になっておりまして、スポーツに関するライフスタイルの推移は、運動スポーツ型生活から、高齢化するにつれまして、趣味型生活に移行しているところでございます。

スポーツは健康の増進、練習や試合で得られる満足感、あるいは勝負事で勝つ喜び、負ける悔しさ、また、競技を通じまして、いろいろな方に出会えることが魅力でございます。そのためには、より多くの方が参加できる機会の提供が必要でございます。

そこで特に、新年度におきましては、ご当地体操というものの制作を考えておりまして、本市にちなんだ文化や特色を取り入れたユニークな体操といたしまして、DVDを活用いたしまして幅広い世代の方々の体力維持向上と健康づくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、現在、総合型地域スポーツクラブの設立に向けても取り組んでおるところでございますが、このクラブの設立後は、子どもから高齢者までの年齢層が競技としてのスポーツだけではなく、健康で長生きできるよう、広く市民に手軽にスポーツや運動ができる機会を提供することができますので、スポーツの参加率の向上にもつながるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。

いつまでも生き生きと健康な生活ができるよう、デューク更家さんの弟子の伊達荒人さんによるウォーキング教室を毎月1回、毎回60名ほどの参加により、ゆうあいステーションで実施しております。このウォーキング教室は歩くだけではなく、腕、足、関節などのよりよい動かし方や伊達先生の楽しいトークを交えた、心身ともにリフレッシュできる楽しい教室です。

また、おたがいさまサポートハウスでは、希望される市民の方に活動量計を使っていたり、その活動量計の健康データを集計し、利用者のデータチェックを行うことができます。日常の自分の運動データを知っていただくことで健康意識を高め、活気のあるまちづくりを目指しております。

もう一つ、地域の高齢者スポーツ活動を通じて、心身の健康維持と生きがい活動に資することを目的として、4大字1団体に対して、ゲートボール場及びグランドゴルフ場の設置に対し、用地借上料の一部を補助金として交付しております。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。先ほどご紹介いたしましたグランドゴルフの方々は、先ほどの部長の答弁にもありましたように、勝つ喜びといいますか、争うといいますか、そういうことで、年に何回か大会が催されております。これは、市内だけじゃなしに、県内での大会、さらに、近畿、全国といったような大きな大会にも参加をされております。本市からも多くの方がこういう大会に参加をされ、市外の競技場を見渡すところ、いずれのグランドにおいてもきれいに今は整備をされておるといふふうに伺っております。

本市においても、スポーツ施設の充実をご検討していただいている時期でもございますので、多くの市民から利用されるこのような競技の整備も視野に入れる必要があるのではないかなというふうにも思っております。

また、日常、既存のグランド等を利用していただいておりますけれども、市の施設を有効に活用されておるといふところはございますが、そういう整備に当たっても、しっかりと整備の必要もご支援いただけたらなというふうに思います。

ここで、先ほどちょっとお聞き忘れしたんですけれども、この300人というのは私から見ると、競技人口としては非常に多い。このようなスポーツというのは、ほかにあるのかな、そういうちょっと疑問がありますので、聞き忘れしたんですけど。その辺のデータもわかりましたらお聞きをしたいというふうに思います。整備のことも含めてお願いします。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** ただいまのご質問でございます。平成27年度におきましては、体育協会加盟の連盟数は19連盟でございます。クラブ数は69、会員数は1,380人でございます。特にグランドゴルフの会員数におきましては328名でございます。

スポーツ少年団につきましては、連盟数は8連盟で、クラブ数は17でございます。会員数は348名でございます。

また、体育協会とスポーツ少年団には、毎年補助金を交付しているわけでございますが、この中からそれぞれが団体の傘下のクラブに一定の助成がなされておるところでございます。

それから、整備ということでございます。整備された施設で気持ちよくスポーツをしていただくためには、施設を使用する際や使用後におきまして、利用される市民の皆様がみずから進んで整備をおやりいただいているということにつきましては、市民の皆様との協働という観点から、大変ありがたく感じておるところでございます。施設の整備につきましては、できるだけお手間をかけないよう、定期的にも整備に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。みずからが利用する施設でもございますので、しっかりとその辺は、会員の方、グランドゴルフをされる方が自主的にやっていただくということも必要かと思っておりますけれども、若干、どうしても高齢者の方主体でもございますので、抜本的な整備、

要するに、夏場の雑草等が生い茂るとかいうふうな状況になりますと、非常に労力もかかるということもお伺いしておりますので、その辺のところもご利用いただけたらというふうにも思います。

本市のスポーツの施設充実ということにつきましては、部長のご答弁いただける範囲内ということでございましたけれども、もし、市長の方からご答弁いただけるようでしたら、若干でもご所見をお聞きしたいというふうに思います。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 増田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本年度から、市内のスポーツゾーンを充実させるというような構想も申し上げているところでございますし、健康で長生きをしていただくためにも、いろんな機会をつくっていくことというのが大事だというふうに思っております。

2月15日から稼働し始めました市内のバスも、こういうものを活用していただいて、運動も含めてお出かけをいただく、そういう機会をつくっていく。また、運動ができる場所、これを整備していくということも含めて、いろいろとこれからどういうことができるのか検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** よろしくお願いをいたします。

次に、栄養、つまり食べ物、食事についてお尋ねをいたします。

私の家系は、私の知る限り、祖父、それから父、母、いずれも高血圧症でございます。それが原因で亡くなっております。私も兄もそのDNAを受け継いで、50代から薬を投与して、毎食後1錠ずつ、軽度といいますか、そんなにひどくはないんですけど、服用させていただいております。これは、私は遺伝性のものだというふうに諦めといいますか、自覚をしておりました。ところが、近所の方にお伺いをすると、いや、それは家系もでございますけれども、それは地域性ですよ、ということを言われました。

この地域は、この地域というのは私の集落は、古くから塩分を多くとる慣習があったようでございます。ほかとあんまり交流がなかったら、そういうことになるんですかね。そういうことで1つの例を言いますと、おみそです。自家製、皆、保存食といいますか、おみそなりお漬物をつくるんですけども、その量が標準より多いというふうなことが、その方はおっしゃられておりました。この地域の塩は多過ぎるよと。これは保存性を高めるために、いろいろとそういうことも長年培ってきた経験で、そういうふうにされておったというふうに思うんですけども。このように、地域であったり家庭であったり、体によくないと言われるような食習慣に対する指導、おいしかったらそれでいいじゃなしに、やっぱりそういう食事指導といいますか、そういうことも重要なことというふうに思いました。

これはいろいろと取り組んでいただいていることかと思っておりますけれども、健康寿命が延びる、また医療費等の負担も軽減されるというふうなことにも、食生活の改善によってつながってくるのかなというふうに思いますので、このような取り組みについてご紹介がございま

したらお尋ねを申し上げたいと思います。

**赤井議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 介護予防の一環といたしまして、地域の公民館等でサロン活動や運動教室などに参加されている方を対象に、栄養改善指導や口腔機能向上等に関する講義や実習を行っております。また、食事の調達や調理が困難な高齢者に対しましても、カロリー計算のできた昼食を配食することにより、食生活の改善と健康増進を図り、高齢者の自立した生活を側面から支援しております。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。地域の公民館、出前講座等も実施していただいているということもお聞きしております。地域での参加人数、この辺のところも若干気になるところもございます。

広報誌でも、高齢者向けのカレンダーとかをよくつくっていただいておりますけれども、そういうところにもふだんから一口メモ的な形で、日ごろの食事における健康食のポイントをわかりやすく掲載するような、そういう工夫もしていただけたらいいことかなというふうにも思います。

私も若干、学生のころ、そういう学科でいろいろと勉強させていただいたんですけども、結果的に高血圧症という後遺症を残したままでございます。なかなか身につけていないところもございますので、日ごろからそういう問いかけをしていただくことが日常生活につながるのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、病気医療についてお尋ねをいたします。

病気は予防から、また、早期発見が重要というふうに言われております。お勤めをされておられる方々につきましては、定期的に、もしくは強制的に人間ドックなどの健康診断を受けておられます。このことで、悪性腫瘍等の命にかかわる病気を早期に発見して完治されている方が私の知人の中にもたくさんおられます。しかし、退職すると同時に、このような機会もなくなります。当然、高齢者の方々のほとんどがこのような状況かと思えます。そのようなことから、本市では数々の健康診断、がん検診への支援策が講じられておるというふうに伺っておりますが、その状況について、また、近年、医療技術の発達とともに高度な検査機器や手法が導入されていますが、このような受診に対しての助成についてはどのようにされているのかお尋ねをいたします。

**赤井議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 現在、葛城市で費用補助または一部助成している健康診断は、特定健康診査と各種がん検診、脳ドック検診と人間ドックがあります。

特定健康診査は、市民の皆様が加入されている国民健康保険、社会保険等、健康保険組合が組合員の健康管理のために実施しています。

高血圧症、糖尿病、脂質異常症等、脳血管疾患、心疾患、腎不全等の生活習慣病のリスクを早期発見、早期治療する目的で、血液検査、尿検査、心電図検査、内科検診が行われている

ます。その健診結果により異常が認められると、詳細な検査を保険適用で受診することになります。

まずは、特定健診を受診していただき、健康管理をしていただくことが必要であります。健診費用はおよそ1万円近くかかかりますが、受診者本人の負担は1,000円で、残りは保険者が負担しております。

健康診断は基本的には保険適用外なので、10割負担となります。高度な健康診断は高額な医療費を要します。まずは特定健診を受診していただき、その結果、高度な検査に移行していくのが本来の順番であると考えております。よって、各種検診の受診率を向上させるために、効果的に啓発、周知を図っていきたいと考えております。

次に、脳ドック検診費用助成は、脳血管疾患の早期発見のため、脳ドック検診、MRI、MRA等の一部費用助成を行っております。満40歳以上の方であれば受診していただくことができます。自費で支払うと2万円から4万円程度費用がかかるため、脳ドック検診費用にかかる7割、2万円を限度として助成をしております。

葛城市では、厚生労働省が示している健康増進法に基づき、各種検診事業を行っているもので、検診を受けることにより日ごろの健康状態を把握していただくものです。検診により異常があり検査が必要な場合は、医療行為へと高度な医療へと治療していくことが順序であると考えております。

以上です。

**赤井議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。私の方からは、国民健康保険の人間ドックの助成の方を説明させていただきます。

本市では、国民健康保険条例第7条に規定する保健事業といたしまして、国民健康保険人間ドック助成要綱に基づき、葛城市の国民健康保険被保険者に対し、予算の範囲内で人間ドック受診費用の一部を助成することにより、疾病の早期発見及び成人病に対する予防等に努め、健康の保持、増進を図る目的で、2つの指定検査機関で受診する人間ドックの費用の7割を助成する事業を行っております。

助成対象者の要件といたしまして、申請日において満35歳以上の人、それから、引き続き1年以上葛城市国民健康保険の被保険者である人、前年度分までの国民健康保険税を完納している世帯に属する人となっております。

費用額は、検査内容の胃の透視または胃カメラを選択することによりまして、3万7,500円から4万3,850円で7割を助成いたしますので、自己負担額といたしましては1万1,250円から1万3,155円となっております。

人間ドックの助成事業の実績といたしまして、平成25年度決算では222件で、金額といたしまして404万1,713円。また、平成26年度決算では216件で、417万3,316円助成しております。平成27年度では251件の件数で、前年度より件数が増加している状況でございます。

人間ドックにはより高度な精密検査がございます。それらは一般的にオプションの検査項目として設定されており、高額な検査費用となることから、個人のニーズに合わせて受診さ

れるべきものであると考えております。

人間ドックの基本項目においても、一般の健康診断より多くの精密な検査項目となっております。葛城市においては、基本検査項目の受診費用について、予算の範囲内で助成する現行の事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。数々の企画をしていただいておりますので、より多くの方が受診をしていただくよう、より一層の啓発、啓蒙に努めていただきたいというふうに思います。ただ、先ほど説明がございましたが、基本的な検査、これが主体になっておると。第一段階、基本的な検査をしたらどうか、するように設定をされておると。人間ドックにおいても、オプションで最新技術による検査を希望されておる方が非常に多いというふうに伺っております。せっかく検査をするのだからきちっと診てもらいたいと、こういうことで大きな病院で自己負担で受診をされておるといふ方が、今、非常に多いというふうに伺っております。

先ほどの二百数十件の例が、果たして多いか少ないかというふうな問題になるかと思うんですけれど。そこで、先ほど芳野部長の方から、高額、高度医療については各自が選択してというふうなことをおっしゃられておりました。私が調べたところでは、千葉県柏市では、人間ドックの標準の検査の一部助成に加えて、オプション項目ということで、血液によるがん検査とも言われております腫瘍マーカー検査7項目、こういうものも助成の対象にされております。

また、ピロリ菌、それから花粉症などのアレルギー検査、これもこのオプションの中に助成項目として取り上げておられます。

また、埼玉県蕨市でございますけれども、ここにおいては腫瘍マーカーの検査、さらにはがん細胞を早期に発見することのできることで、現在、注目を浴びておりますPET検査の受診に対する一部助成、このようなものも対象に入れられておると、こういう事例でございます。

今後、本市のメニューにおいても、このような検査項目も助成の対象にさせていただけたらなというふうにも思いますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、介護対策についてお尋ねをいたします。

高齢者の方々のほとんどが、自分の老後について心配をされております。特に、自分が介護が必要になったらどうしようかという不安でございます。施設でお世話になるにもある程度の費用がかかる、子どもに負担をかけたくない、こういった悩みでございます。

また、介護保険があるのは知っているが、内容がわかりづらいなどの悩みでございます。このような多くの高齢者の方々に対する相談窓口、これは地域包括支援センターといった部署であるかなというふうに私は思うんですけれども、この体制並びに相談状況については、どのようにしておられるのかお尋ねを申し上げます。

**赤井議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 地域包括支援センターが受ける相談件数は、平成26年度の実績では5,286件にも

及んでいます。内容的には、総合相談支援業務2,240件、権利擁護業務52件、介護支援専門員個別支援が253件、介護予防ケアマネジメントが228件、予防給付のケアマネジメントが2,513件となっております。

市民の方が直結する介護相談は総合相談支援業務ですが、介護保険利用援助が76.6%を占め、次いで、福祉サービス、福祉業務、住宅改修と介護保険を利用する際の相談が上位となっております。今後とも高齢者が抱く困り事や不安が生じたとき、相談に来やすい窓口を目指し、介護保険係、地域包括支援センター職員が日々努力を重ねていくとともに、地域包括支援センターの周知も行っていきたいと考えております。

地域包括支援センターは、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士を置き、専門性を生かして相互連携しながら業務に当たっております。総合相談支援業務や予防給付ケアマネジメント業務、権利擁護業務など年々増加しており、地域包括ケアシステムの確立や日常生活支援総合事業への取り組み、医療、介護連携の推進など課題も多い中、地域で高齢者を支えるため、地域包括支援センターが担う役割は非常に大きいものと考えております。

市民から信頼され、高齢者に対する相談支援体制の充実が図れるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。今、説明にありましたように、本市においては市で運営されて、多くの相談に対応していただいておりますということですが、市民の方々にとっては、その辺のところ、どこまでこの部署の存在を、まず、知っておられるのかということかなと思うんです。私は、この部署は単に介護保険のためのものではなく、高齢者の方々やその家族に対して何でも相談のできる場所であるべきというふうにも思います。

先日、近隣の市役所に、地域包括センターで、どんな窓口でどんな対応をしてくれているのかなということで、何をされてるんですかというふうな聞き方をしてみました。

1つはここにありますように、困ったときは地域包括支援センターに相談しましょうと。高齢者の方に、困ったことがあったら何でも相談しに来てくださいねと、こういう、まず、お問い合わせでございます。わかりやすく表現をされています。

もう一つは、これも同じように高齢者の顔写真、イラストに、皆さんのお役に立ちますよ、高齢者の皆さんを支援する拠点ですよと、こういう表現でございます。ここには、介護保険どうこうということじゃなしに、まずは、あなた方の相談窓口ですよということを目で分かるようにパンフレットを作成されております。私は、残念ながら、葛城市で地域包括のパンフレットを頂戴と、これはどんなところですかというお問い合わせをしても、このようなパンフレットはなかったです。まず、この部屋が何を目的につくられて利用していただくのかということの、これは単なる3枚物のコピーなんですけれども、ぎしっとその辺のところを凝縮されてご案内されておるので、このようなパンフレットも本市でも必要ではないかなと

いうふうにも思います。

それから、体制についても、本市では市の直営ということになってございます。全国他市町村におきましては、民間のノウハウを活用したり、それから本市でもご協力もいただいているかと思えますけれども、民生委員さんとの地域との連携重視であったり、ボランティアの方のいろんなそういうネットワーク、こういうふうなことも体制の中に組み込まれて、こういう業務の負担をみんなで連携してやっというふうな、こういうふうなお取り組みをされておるといふふうにも伺っております。

本市の高齢者保健福祉計画という、こういうところにぎゅっと、その辺の今後掲げる問題も含めて記載をしていただいておりますけれども、ここにも「高齢者が健康で安心して暮らし続けることのできる葛城市」、こういうことを掲げていただいております。この実現に向けて、今後ともしっかりと高齢者対策をお願い申し上げておきたいというふうに思います。これ以上突っ込むと、川村議員との質問と重複をいたしますので、この辺で次の質問に移させていただきます。

次に、救急医療についてお尋ねを申し上げます。

まず、病院についてでございます。ちなみに病院というのは、ちょっと調べさせていただきましたら、20床以上のベッド、入院施設を有する施設を病院というふうに分類されておるといふふうにも伺っておりますけれども、県内のどこの市においても、入院施設のある病院があるというふうにも認識をしております。本市においては当麻病院以外存在しないと、そういうことであるのかなというふうに思います。市民の皆さんからは、大きな病院があればという声をよく聞きます。なぜないのか、また、できないのかということでございます。

約20年ほど前になりますが、私の集落内に総合病院の誘致の話がございました。地権者の方との合意もできて、あとは施設を建てるといふところまで来たんですが、病院側の不手際と申しますか、いろんな事情といいますか、問題がございまして開業に至らなかったという、こういう経緯がございまして。恐らくその病院は、葛城市で病院を建てても十分市場として、市場と言ったら失礼ですけども、経営として成り立つという、民間でございまして、そういう試算も出されての判断であったかなというふうに思います。

私は何も、葛城市立病院をつくったらどうかと、こんな財政的に負担のかかるようなことは望んではおらないんですけども、例えば、大学病院であったりとか、国や県などの公立病院、出先等のそういう公立病院、また、民間の総合病院などの誘致、こういうようなところに市がしっかりと用地確保等の協力をしていただいたりですね、そういうような取り組みができないのかなと、こういうふうにも望むところでございますけれども、その辺についてまずお尋ねをいたします。

**赤井議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 地域医療におきましては、奈良県が医療法に基づき、奈良県地域医療構想を作成しています。地域医療構想とは、奈良県を奈良市、東和、西和、中和、南和の保健医療圏域の区域に分け、現在の医療提供体制を見直し、効率的な医療提供体制を構築するものです。

平成26年現在の病床数は、県全体で1万3,697床あり、2025年の必要病床数についての推

計数よりも上回っている状況でございます。

病院の建設計画におきましては、奈良県が奈良県地域医療構想に基づき指導等を行われることになるわけですが、その中で、葛城市が位置する中和地域の病床数が大幅に計画よりも上回っているため、建設に関しては難しいと思われまます。

現在、葛城市では、近隣には大和高田市立病院、済生会御所病院、奈良県立医大等々、多くの総合病院があり、また、市内には多くの内科医院、歯科医院に整形外科、眼科、耳鼻科、昨年開業されました小児科と身近に医院や病院があり、すぐに医療にかかれる環境であると思っております。

また、今年の2月からはコミュニティバスによる大和高田市立病院への路線も利用できることから、総合病院への利用拡大であると思っております。

以上です。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。今、説明いただきましたように、本市にはそんなに遠くない距離で大きな病院があると、このことは理解をしております。ただ、市民の皆さんにとっては、急を要するときに間に合うのかどうかという不安があるように聞いております。

そこでお尋ねをさせていただきます。本題でございます救急医療についてでございますけれども、現在、広域の消防組合、ここでご苦労いただいておりますので、ご答弁はなかなかこちらではしづらいな、わかりにくいかなということもございますけれども、わかる範囲内で結構でございますので、お尋ねを申し上げます。

まず、救急車が119番されて現場に到着。これは先ほどありましたように、そんなに広くない範囲でもございますので、比較的短時間で到着をしていただいているのかなというふうに思います。ただ、到着されて受け入れの病院の確保に時間を要されていると。非常にこのことは、市民の方からもよく言われるわけなんですけど。救急車が来ていただいたと。救急車に乗ったんですけれども、家のところを出て、なかなか行き先、今はiPadとかいろいろなので工夫されて、すぐさに病院を探すと、こういうふうな態勢もとられておるというふうに聞いておるんですけれども。その時間が患者にすれば非常にいら立たしいと、不安だと、こういうふうなこともよく聞かしていただきます。病状によっては一刻を争うこともございます。早く医師に診ていただきたいというのが、患者の願いであるというふうにも思います。

現場から病院で治療を受けるまでの所要時間について、わかる範囲内でお尋ねを申し上げたいと思います。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ただいまの増田議員のご質問にお答えいたします。

質問内容は、救急車の現場及び病院への搬送状況であろうかと思ひます。奈良県の広域消防組合葛城消防署にこれらの内容につきましての聞き取りを行ってまいりましたので、ご報告申し上げます。

救急車の現場及び病院への搬送について、まず、葛城消防署の救急車の出場状況でござい

ます。平成27年中の状況でございますが、救急車の出場件数は1,504件で、1,426人を医療機関へ搬送したとのことでございます。出場件数の内訳につきましては、急病が1,005件、一般負傷が225件、交通事故が155件、その他で119件となっております、年々救急車の出場件数も増加しているとのことでございます。

次に、救急車の各地から現場到着までの所要時間についてでございます。平成27年中の各地から現場到着までの所要時間は、平均で8.3分とのことでございます。道路の交通事情にもよりますが、出場の経路は狭隘な道路を避け、安全確実に現場到着するようにしているとのことでございます。

次に、救急車の現場到着から病院搬送開始までの、いわゆる現場滞在に要しております時間についてでございます。この滞在所要時間につきましては、平均で23.3分とのことございます。搬送病院の手配、連絡回数につきましては、葛城消防署で平均1.8回、広域消防組合におきましては平均1.7回とのことございます。救急患者の内容によりまして、現場で救急救命士による救命処置などを実施する関係もあり、搬送先の医療機関手配が迅速に行えども、現場滞在時間が長くなる事案もあるとのことございます。

続いて、救急車の現場到着から病院収容までの所要時間でございます。平均で35.8分とのことございます。よって、現場を出発して病院収容までの所要時間は、平均で12.5分となります。また、救急車の各地から病院収容まで総じての全体の所要時間についてでございます。平均で44.1分とのことございます。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。40分ぐらいということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、非常に患者にとってはこの時間が心細いといいますか、早く診てほしいと、こういうことでございます。

救急車は、そもそも救急救命士という方が乗っておられて、初期の治療を行われておるといふふうに伺っています。また、この方々のいろんなレベルアップに向けて、医大でこういう医療に関する講習会も開かれておるといふようなことは、県の方からも伺っておるところでございます。ただ、やはり、医師の診断、判断でしか治療のできない部分がございます。このような状況に対応するために、いち早く医師を、逆に現場から病院じゃなしに、病院から現場へ医師を搬送するシステムということで実施をされておりますドクターカーというのが、全国的に導入をされておるといふふうに伺っておりますが、広域消防組合においてはどのような状況なのか、その辺のところも簡潔にお願い申し上げます。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 現在、奈良県で24時間体制の消防ドクターカーを運用しておりますのは、奈良県広域消防組合のドクターカー1台でございます。このドクターカーにつきましては、県立医科大学の救命救急センターの医師と協力して運用がなされております。ドクターカーの出場要件は、心肺停止や意識障害などの重症傷病者で、救急隊や医師が早期に医療介入が必要と判断される事案につきましての出場となっておりますところでございます。

ドクターカーは、消防広域になるまでは中和広域消防で実施されておりましたが、平成26年の消防広域後、検討が重ねられ、平成27年7月から試行的に広域消防組合管内全域に出場しており、その件数は234件で、このうち葛城市消防署管内におけます平成27年7月から12月の間におけますドクターカー要請につきましては、3件のことと聞いておるところでございます。

なお、平成28年4月からは県立医科大学におきまして、救急隊員の研修場所である救急ワークステーションを開設し、救急隊員の知識、技術の更なる向上を目指すとともに、ドクターカーも研修の一環として運用され、奈良県広域消防組合全域に出場する計画とのことでございます。

全国のドクターカーは、現在57台ございます。また、全国の医療機関のドクターカー保有状況は、24時間体制のドクターカーが16台あるとのことでございます。

消防署の救急隊は、全ての救急事案に対して救急現場で早期に適切な対応を実施することは困難でございますが、ドクターカーによる医師につきましては、処置や使用薬剤などの治療内容に対する制限が一切存在しないため、早期に直接治療が可能となっております。特に、重症外傷と重症傷病者において、早期の医療投入が重要であり、防ぎ得た外傷死を減少させるためにも重要なのがこのドクターカーであり、このため現在、県立医科大学附属病院に配置されておりますドクターカーについて、県の広域消防組合では更なる高度化の検討が進められておるところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 増田君。

**増田議員** ありがとうございます。今、ご説明がございましたように、広域消防組合でもドクターカーを配備していただいて、葛城市においても出場していただいている実績があると。素早い対応をしていただいているというところでございます。私も、この話を聞かせていただくまで、このような体制があるということは存じておりませんでした。市民の皆さんも恐らく、そういうことであろうというふうに思います。総合病院が市内にあることは望むところではございますが、救急医療、このような迅速な体制を、今は奈良県広域消防組合で1台ということのを伺っておりますけれども、今後ともより強化をしていただくよう本市から消防組合に要望いただいて、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいただきますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

**赤井議長** 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

**吉村議員** ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は2点です。1点目は、人事交流について。そして、2点目は入札についてです。

なお、これよりの質問は、質問席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたし

ます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** それでは、質問に入らせていただきます。

全国的に盛んに言われています、国や民間企業との人事交流についてでありますけれども、葛城市も実施のこの人事交流について伺ってまいりたいと思います。

まずは、国土交通省とのバーター交換として実施されています人事交流の現状について伺います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまのご質問でございます。

国土交通省との人事交流につきましては、平成24年度から国土交通省近畿地方整備局との人事交流といたしまして、双方から職員を派遣し合っているところでございます。国土交通省から来ていただいている方は、平成24年度、平成25年度に都市整備部長として、平成26年度は都市整備部理事、本年度は都市整備部長として本市の業務に携わっていただいております。

葛城市から国土交通省へ派遣している職員につきましては、平成24年度は奈良国道事務所管理第二課、平成25年度は同じく奈良国道事務所の工務課において、国道などの設計や工事現場管理等の業務に携わっておりました。この2年間は土木技術職を派遣していたところでございます。平成26年度と本年度は近畿地方整備局の企画部防災課において、防災に関する業務を行っているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** 答弁ありがとうございました。今、答弁されましたけれども、国交省から来ていただいている部長につきましては、その専門の知識をもって仕事に従事していただいているわけですが、その交換といえますか、国土交通省に葛城市から職員が派遣されているわけなんですけれども、その葛城市からの派遣職員につきましてはですけども、平成24年度から2年間派遣されました職員が帰りましてから、現在は農林課で業務に当たっているということです。国土交通省で学ばれたことをどう市の業務に生かされているのか、それにもお答えいただきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。平成24年度、平成25年度の2カ年間、奈良国道事務所へ派遣していた職員は、葛城市へ帰還したときには建設課に配属をいたしまして、土木技術職として市の改良維持工事の監督業務に従事しておりました。平成27年9月からは、農林課へ配置がえをいたしまして、農道改良などの農業土木の業務に従事しているところでございまして、2年間の国土交通省で得た知識や経験を生かした業務に従事しているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。土木技術職で国土交通省で学んだということで、農業土木ですか、というのいいと思いますけれども、建設でしっかりとノウハウを生かしていただけたらなというふうに思います。

平成26年度からの派遣職員につきましては、技術職ではなくて事務職である教育委員会から派遣されています。国交省の近畿整備局に出向しているわけですが、せっかく国の専門的な技術、知識を学べるいい機会でありますので、できたら技術職を送り込むべきではなかったのかというふうに思います。この点についても答弁を求めておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。平成24年度、平成25年度の2カ年間につきましては土木技術職を派遣し、技術的な知識や経験を得られたわけでございます。

平成26年度からの2年間につきましては、事務職を派遣しているところです。これは、国土交通省から技術職の派遣を要望されており、本市としても技術職を派遣したいところですが、本市における技術職は限られているため、なかなか、年齢範囲、給料面など条件に合った者がおらず、事務職の派遣となっているところでございます。しかしながら、事務職であっても学ぶべきものはたくさんあると思いますので、知識や経験が直接葛城市の業務にかかわるものでなくても、本市のまちづくりに生かしていけるものと考えておるわけでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** もう一度伺います。このようにして学んでこられたことを生かせる人事配置を行うべきだというふうに思いますけれども、もう一度ご意見を伺っておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。人事配置につきましては、当然、国土交通省で得ました知識や経験をフルに生かせる部署に配属することが一番有効であると、もちろん考えているところでございますが、何分、人事配置でございますので、限られた人材をそれぞれの部署や役職に配置するに当たって、なかなか思いどおりにいかない場合がございます。また、そういう知識、経験を得たからといって当該部署に縛ってしまうと、その職員にとっての長い公務員人生におきまして、将来的にマイナスになる場合もございます。したがって、人事配置においては、さまざまな面を総合的に勘案した上で、その時点での最適な配置を行っているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。いろんな条件を考えますと仕方がないということですが、技術職を派遣できない、また、戻った後の人事配置にも生かされないとなれば、これは人数合わせみたいな派遣にしか思えないということですね。今、部長のお答えにありました、当該部署に縛ってしまうと、というふうに言われましたけれども、私はオールマイティーの職

員もいいかなと思いますけれども、これからはプロの職員を育てていくべきではないかなというふうに思っています。

先ほど部長が言われたとおりに、いずれの部署にあっても葛城市のまちづくりには生かされるということです。もちろん、行ってマイナスにはならないというふうには思いますけれども、ある程度わかった者が行くことによって、葛城市とこういう点が違うとか、国のやり方はこんななんだということが、より深く知識や技術が得られるのではないかというふうに思います。本当にいいチャンスなので、ちゃんと生かした人事派遣とか配置にしていきたいというふうに思います。

それと、人事交流ということでは、まちづくり統括技監や総合政策企画監も大阪府や総務省から来ていただいていますけれども、職員が受ける影響も大変大きいというふうに思いますけれども、その辺も伺っておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまの質問でございます。地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣といたしまして、大阪府からまちづくり統括技監が、また、地方創生人材支援制度により、総務省から総合政策企画監が本市に来ていただいております。

まちづくり統括技監は、大阪府の職員として技術系の部署を歴任され、さまざまな事業に参画された知識と経験が豊富であり、今回、各区長宅を訪問いただき、その状況を市にフィードバックしていただいたり、葛城市における観光系の事業では、その人脈や知識、経験が大いに役立つとともに、事務事業の遂行に貢献をいただいているところでございます。

また、総合政策企画監は、総務省の職員として全国の都道府県や市町村を指導、監督する立場からその状況を把握しておられ、その豊富な知識を生かして、国が進める総合戦略の計画策定や市の総合計画の策定にもご尽力をいただいております。さらに、中央とのパイプ役としても大いに貢献をいただいております。葛城市のまちづくりにご尽力をいただいているところでございます。我々職員もこの2人から学ぶべきところがたくさんあり、これらを吸収してスキルアップを図ってまいりたいと考えているわけでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。それから、もう一つですけれども、民間の企業から来ていただいていますけれども、その現状と効果についても伺っておきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。民間企業からは、実務研修員として本市に受け入れをしておりますリコージャパンから2名、東洋アルミからは1名、凸版印刷からは1名、それぞれ来ておられまして、こうした民間企業の方を受け入れることによる葛城市としてのメリットでございますが、ふだん、我々が当たり前のように行っている業務であっても、利潤を追及する民間企業の社員としての目線で見ると、まだまだ無駄な面や非効率な処理方法も、もっとわかりやすい表現方法など、さまざまな面で改善や改革できる面が見えてまいります。こうした改善、改革の提案をいただいたり、また、仕事に取り組む姿勢や実行に向けてのス

ケジュールの立案やその進捗管理の手法など、我々職員が学ぶべきことはたくさんあるとともに、よい刺激を受けてやる気の喚起や醸成につながってきており、ひいては、葛城市のよりよいまちづくりに役立つものと考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。民間からはリコージャパンさんから2名、それから東洋アルミさんから1名、凸版印刷さんから1名ということですが、この民間企業の方は、報酬は企業持ちで常勤で来ていただいているというわけですから、できるだけ職員側も多くのことを学ばせていただいて、企業に戻られた後も、それに学んだ職員の中で生かせるようにしっかりと疑問をぶつけていただきたいと思います。いらっしゃる間にそうしていただきたいと思います。これは先ほどの総務省や大阪府から来ていただいていますお2人もそうなんですけれども、同じように学んでいただきたい。答弁の中にも、お2人からいろんなことを吸収してスキルアップを図りたいというふうにも言われていましたので、ぜひ実践していただきたいというふうに思います。

いいチャンスですので、職員全体の研修という思いで取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、こういった交流について、国や民間企業と、今、なさっていますけれども、今後の予定も含めて、市長のご所見を伺っておきたいと思います。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** いろいろと国や県、また大阪府、民間企業から人に来ていただいたり、交流をさせていただいたりしておりますけれども、またこれからも進めて、自分たちが市民のためにどれだけよりよいサービスを提供していけるのかということを追求していくために、学ばなければいけないスキルであったりとか、また、豊富な経験を持っておられる方々からいろんなことを学ばせていただいて、それを市民に還元できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** 先ほどの派遣、配置についてもちょっとご意見を伺っておきたいと思います。交流職員の。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 先ほど、吉村議員は国交省に技術職を行かせて、帰ってきた人間を建設の現場の方に置いておくべきではないかというお話でございました。当該、葛城市におきまして技術職の人数が足りない状況がある中で、昨年9月に新しい技術職2名を採用させていただいたところでございますけれども、彼らを研修していくのに、やはりたくさん技術者が要る状況の中で頑張っていたかなければならないだろうということで、建設の方で研修も含めてさせていただきます。

国交省の方に行っておった者は、やはりいろんなことを学んで自分でいろんな仕事ができるような状況になっております。いわば一本立ちができる状況になっておるといところで、農業土木の分野において人手不足も生じておるといところで、彼の今まで学んできたものを十分に発揮していただいて、できる場所であろうということをお願いをしておるとい

ころでございます。

本来ならば、国交省に毎年技術職を派遣してまいりたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、技術職の数が足りない状況の中で、国交省からは技術職を出してくれというふうに何度も申し入れをされておるんですけども、事務職で出させていただきたいということで、こちらから再度お願いをして事務職を派遣しておるという状況です。ただ、そうは言いながらも、向こうも配置等を勘案しながら防災の現場に、防災の統括をする場所にうちの職員を配置していただいて、防災事務の統括ができるような指導も行っていただいております。本人が帰ってきて、どの部署に配置をされるかということとはわかりませんが、市民の安全、安心を守るという市役所の立場から、彼が経験をしたことというのは必ず生きてくるというふうに思っております。それ以外、事務職が国の方に出向させていただいて得ることというのは、人脈も含め、仕事の仕方、それ以外にもたくさん得るところがあるというふうに思っておりますので、その得たものを今後ではできるだけ生かせるような形で配置をしていきたいというふうに思っております。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。市長も施政方針の中で、人材育成の中で職員の専門的な知識や技能の一層の向上を図るというふうにも一昨日述べられていました。ぜひ、葛城市の将来のために役立てるように、できるだけ配置や派遣のことも考えて、そういう交流をしていただきたいなということをお願いしておきたいと思っております。

次に、入札についてお伺いいたします。

まずは、現在の葛城市が採用しています入札形態についての説明を願いたいと思っております。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。よろしくお伺いいたします。それでは、現在の入札形態についてご説明申し上げます。

現在、本市が採用しております入札形態といたしまして、大きく分けまして一般競争入札、指名競争入札、随意契約に分かれるわけでございます。

まず、一般競争入札につきましては、通常、発注内容、広告紙、入札参加を希望する者によりまして競争入札を行うもので、入札参加希望者に対し、一定の資格要件を求める制限付一般競争入札により行っております。

次に、指名競争入札につきましては、登録業者の中から選定基準を満たす者を指名し、競争入札を行う方法でございます。本市では、建設業の入札方法の中で、予定価格が1億円以上の一般競争入札や指名競争入札でも、土木、建築工事では予定価格3,000万円以上、舗装工事では予定価格1,000万円以上の工事を対象に、それぞれの工事内容の判断により総合評価方式を採用する場合がございます。この総合評価方式では、技術提案や企業実績によりまず技術評価点を入札額で割った評価値をもとに、落札者を決定しております。

また、ハード事業であるところの建設業関係では、土木工事、建築工事、舗装工事、その他専門業種による工事に分かれ、また、ソフト事業といたしましては、設計測量業務やコンサルティング、物品購入や役務の提供にかかわるそれぞれの内容や予定価格によりまして、

入札や随意契約による業者を決定しておるところでございます。

次に、随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2に規定されております内容の契約について、見積もり合わせによる契約者の決定を行っておるところでございます。

なお、随意契約につきましては、各所管課におきまして契約手続を行いますが、一般的には数社により見積書の提出をいただき、最低の価格を提示された業者と契約を結ぶこととなります。

現在、本市が採用いたしております入札形態は以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。詳しい説明をいただきました。本年2月10日に複写機の入札がありましたけれども、この入札に至る経緯についても説明をお願いしたいと思います。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** まず初めに、今回の複写機の入札についてでございます。

今回、対象といたしました複写機につきましては6台でございます。新庄庁舎で4台、當麻庁舎で1台、當麻分庁舎で1台の合計6台に係ります入札を行わせていただきました。このうち、當麻庁舎の1台は平成14年8月からの使用でございまして、13年以上が経過しており、残る新庄庁舎と當麻分庁舎の5台につきましては、いずれも平成18年2月からの使用で、既に10年が経過しておりました。このため、経年劣化によります故障が頻発し、修理部品の調達も困難な状況でございました。これ以上各課の事務に支障を来さないようにするため、このたびの葛城市役所庁舎複写機の複写サービスの入札を執行いたしましたわけでございます。

なお、指名業者につきましては、葛城市の業務委託等指名競争入札参加者指名基準のこの規定に基づきまして、予定価格が税込みで33万5,880円で、年間換算にいたしますと403万560円となり、500万円未満の基準に照らして、4社による業者指名を行っております。

また、指名業者の選定理由につきましては、複写機を希望業種として指名願を提出された市内業者2社と、複写機の契約実績のある2社の合計4社にて入札を実施いたしましたところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** ありがとうございます。今、言われました4社の指名競争入札を実施されまして、2社が不参加で1社が辞退ということで、結果が不調というふうになったわけですが、なぜこのような結果になったと思われるか、お伺いしたいと思います。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 今回の複写機につきましては、その仕様の作成に当たりましては、事前調査におきまして共通に対応可能であると、これを確認した経緯があったことと、また、質疑の期間中に納期が間に合わないとか予定価格が低過ぎるなどの照会もなかったため、指名いたしました業者の応札があるものと考えておったところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** 指名業者からの問い合わせがなくということで、不参加等の結果を出されているということとは、これは考えたら失礼な話かなというふうには思いますけれども、この不調となって、その後どのようにされたのかも伺いしておきたいと思います。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 入札結果といたしましては、ただいま申されたように不調となりました。1社が辞退、2社が棄権され、1社のみが入札参加となったわけでございます。この場合につきましては、入札通知の際に入札契約その他の条件を示しておりまして、その中で、辞退等により入札参加者が1名のときは入札を中止すると明記しておりますので、その時点で入札の中止を決定いたしております。これは、本市の入札が入札室での投函入札であり、予定価格の事前公表を行っておりますので、入札時に1社であることがわかれば、予定価格と同額で入札され、競争性が働かないことが容易に予見できることから中止としているものでございます。

仕様書自体の内容は先ほども申しましたように、事前調査で対応可能であったため見直しは実施せず、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づきまして、「競争入札に付し入札者がいないとき」として、随意契約に切りかえたものでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** 結果、随意契約で入札に出席の1社、リコージャパンさんで契約されたということですが、その結果の公表はされましたでしょうか。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 入札に出席された1社との、まず随意契約の内容でございます。

予定価格よりも低い金額で、前回の平成17年度での契約金額と比較いたしますと、前回は1枚当たり、白黒が1円1銭で、カラーは12円1銭でございました。また、今回の契約単価は、白黒が1円30銭で、カラーが5円56銭でございます。白黒につきましては29銭上がりましたが、カラーは6円45銭安くなっております。対象となった6台の昨年の1カ月平均使用枚数で計算いたしますと、1カ月当たり6万5,279円の減額、また、年間に至りましては78万3,348円の減額と、率にして24%の減と見込まれるところでございます。

ご質問の結果公表についてでございます。競争入札につきましては、市民ホールや市のホームページで公表いたしておりますが、今回調達をいたしました複写機等に係る随意契約についての公表は、個々の地方公共団体でその取扱い基準やガイドライン等で公表運用を図られておるところでございます。本市におきましては、現在、公表はいたしておりません。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** これは、葛城市の規定では公表しないということですが、これはぜひ、透明性を求めるところから言うと、公表すべきであるのではないかなというふうに思います。また、こういった場合は、即、随契ではなくて、再入札をするべきではなかったかなというふうには思うんですけれども、その点についても伺いしておきます。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 入札が中止になった場合の対応といたしましては、通常、仕様を見直すか、また、業者を入れかえての再度の入札も考えられますが、今回の複写機の複写サービスに際しましては、標準的な機能をベースに、事務の合理化につながり、少しでも印刷費用を削減できるようにと考えておまして、パソコンからのデータ出力を複写機に集約していく方向が経費削減につながるため、混雑時には同系列の他の複写機でもプリントアウトができるよう仕様を作成しております。この仕様につきましては、是が非でも取り入れたいコスト削減に資する機能であり、事前調査におきまして対応可能であることを確認しておりますので、仕様書の見直しは行わなかったところでございます。

また、既に先ほど述べましたように、いずれの機種とも、6台とも相当の劣化状態でございます。故障、修理を連日のように繰り返し、事務にも支障を来していることにも鑑みまして、早期の調達が求められていた現状、再入札は行わず、随意契約といたしたところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** 経費削減とかプリンターの廃止みたいところで、今、よくわかりますけれども、先ほど触れられましたように、随意契約については地方自治法第167条の2にうたわれていますけれども、今回のこの件に関して随意契約するということはどれに当てはまるのか、法的根拠もお聞かせいただきたいと思えます。

**赤井議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 随意契約に至ります法的な根拠ということでございます。官公庁契約精義の中で、入札に参加するために集合したが、現実に入札行為が一つもなされなかった場合は入札者がいないときに該当すると解されていることにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定の「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当いたすものと認識しております。

以上でございます。

**赤井議長** 吉村君。

**吉村議員** これ以上お聞きしませんけれども、入札の公平性、それから透明性、それから競争性の原則を重く受けとめて、今後も慎重に業務に当たっていただきたいということをお願いしておきます。

これで私の質問を終わりますけれども、山本部長におかれましては、今回最後の議会ということで、合併以来、財政のプロとして葛城市のために貢献していただきましたことを感謝申し上げます。私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

**赤井議長** 吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午後 1時30分

**西井副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

**川村議員** 皆様、こんにちは。川村優子でございます。お昼からもどうぞよろしく願いをいたします。ただいま議長のお許しが出ましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問内容は2点ございます。まず1点目は、葛城市高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業計画について。2点目は、子ども・子育て支援についてであります。

これよりは質問席で行わせていただきます。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** 我が国の総人口のうち、平成25年で65歳以上の高齢者人口は約25%、葛城市においても平成26年には同じ割合を示す状況になっています。そして、全国、また奈良県との比較においても、葛城市は高齢化人口に占める75歳以上の人口率が低く、今のところ比較的若い高齢者が多いということで、それが特徴でもあります。

午前中に増田議員の一般質問の中で、まず健康寿命を延ばすことが大前提であると。そのために健康診断や病気、そしてその病気と食事の関係、運動に関心を持ち取り組むこと、この流れを持っていき、予防という意識をつけるということが葛城市は今、かなり積極的に取り組んでいただいていることも大変評価するところでございます。

今回、質問に入ります葛城市第6期介護保険事業計画は、そういった内容も十分に含まれていますけれども、その次の段階に入ったときのこと、つまり、介護の域に入ったとき、どのようにしていくかということについて、私は質問をさせていただきたいと思います。

平成26年6月18日に、医療介護総合推進法が成立し、平成27年4月から順次施行される改正介護保険法で、まず1つ目には地域包括ケアシステムの構築と、2つ目には費用負担の公平化という観点から策定されたものであります。介護保険制度の中で地域に求められる役割の更なる増大が見込まれるとともに、それは要するに、自己負担や保険料の見直しということも大きな課題でもあります。

団塊の世代が75歳を超える平成37年を見据えた中・長期的な推計により、平成26年以降から75歳以上の高齢者が少しずつ増加していくとして、要介護認定率の高い後期高齢者比率の増加は要介護認定者の増加に直結すると考えられます。そして、今後の介護ニーズというものは、平成37年には認定者数2,310人、平成26年の1.5倍になることが予想されています。こうした予測に基づく介護保険事業体制の構築は必須であり、着々と準備がなされるべきであります。

平成26年介護保険改正のポイントは、サービスの利用対象の変更。内容は、要支援1、2の認定者について、訪問介護、デイサービスの対象から外し、それを地域支援事業に移す。特別養護老人ホームの利用対象を原則として要介護3以上にすると同時に、医療についての病院機能の分化、入院期間の短縮などによる、そのことに対応することです。要するに、改正のねらいは、医療が必要な人、重度の要介護の人、ひとり暮らしの高齢者、認知症の人たちを入院、入所ではなく、地域で支え、地域で生活ができる仕組みを構築することに

あります。これがすなわち、地域包括ケアシステムであります。極めて難易度の高いことであります。医療、介護サービスの利用について、入院や入所は今以上に限定されます。

要支援者については、訪問介護とデイサービスが予防給付の対象から外され、市町村が地域支援事業にするという対象になります。病院の入院期間の短縮や老人保健施設の退所が促進されていく、退院、退所が今よりふえていくのです。入所サービスが抑制される中で、在宅での生活が困難な人については、介護保険施設以外でも居宅系の入所施設や、サービスつきの高齢者向け住宅などを考える必要も生じます。

葛城市の第6期計画策定に当たりニーズ調査が行われましたが、介護サービスを受ける環境については、葛城市民はできるだけ住みなれた場所といった希望が多くを占めていました。高齢者の尊厳維持と、そして自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制を葛城市もつくっていかねばなりません。

その地域包括ケアシステムを担うのが地域包括支援センターであります。葛城市の地域包括支援センターの業務、運営について、直営で今、1カ所、當麻分庁舎に設置されています。保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーを中心とした、ケアマネージャーなどの配置職種を備え、取り組みをされています。高齢者の総合相談、支援、包括的な継続的ケアマネジメント、権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの事業を一体に実施する身近な機関であり、窓口であるとされています。先ほど増田議員の質問でもお答えいただいたと思います。

それでは、介護がまず必要と感じたときに、その相談窓口、地域包括ケアセンターに行くわけですが、相談窓口を経て、介護の認定、そしてサービスが受けられるようになるまで、そしてそういう相談を全てそこでの説明を受けるわけですがけれども、そういった流れについてご説明をいただけますでしょうか。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。ただいまの川村議員の質問にお答えさせていただきます。

介護サービス利用までの流れについてですが、まず、長寿福祉課介護保険係の窓口で要介護認定の申請を行っていただきます。次に、認定訪問調査の日程を調整させていただき、調査員が自宅や入院先等を訪問し、心身の状態を確認するための認定調査を行います。判定に必要な主治医意見書は市の方から各主治医に依頼をいたします。調査結果はコンピューターに入力し、全国一律の判定方法で要介護度の判定を行います。これは一次判定と言われているものです。一次判定の結果と主治医意見書に基づき、葛城市、広陵町で共同設置する葛城市・広陵町介護認定審査会による要介護度の判定を行います。これを二次判定と呼びます。介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは、原則30日以内に行います。

認定は、要支援1、2から要介護1から5までの7段階及び非該当に分かれています。

介護予防サービスを利用する場合は、介護予防サービス計画書、いわゆるケアプランの作

成が必要となります。要支援1、要支援2の介護予防サービス計画書は、地域包括支援センターで相談を賜ります。

以上です。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** 山岡部長、ありがとうございました。今、長寿福祉課の中にある地域包括支援センターの中での手続ということで、お答えをいただきましたけれども、今、この課が當麻庁舎の中に1つあるという、このことをまたちょっと後でご説明をいたしたいと思っておりますけれども、その中で、要支援1、2の方がそのまま地域包括支援センターで受けるということなんですけれども、では、要支援1、2、そして要介護という介護の7段階の認定に、今、対象となっております方、比較的軽度1、2という部分も分けて、何人ぐらいおられるかお答えいただきたいと思っております。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 平成28年1月末現在ですが、第1号被保険者の要支援、要介護認定者は合計1,601人です。うち、要支援1が220人、要支援2が371人、要支援認定者合計は591人でございます。

以上です。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。1,600人もの、今、要介護認定とか要支援1、2も含めた認定者がいるという中で、先ほど最初に申し上げました、これから進む介護の10年後には1.5倍には十分膨れ上がるということでございます。要支援1、2の対象者ということで、比較的軽度な、しかも要介護になることを未然に防ぐための介護予防を必要とする方たちの地域支援事業、これが地域包括支援センターの仕事として大きなウエートを持つわけですが、これの中では、一部は委託をしているというふうにも、私は理解をさせていただいておりますが、今回の改正でのポイントというのは、市町村は地域の実情に応じた多様なサービスを展開して欲しいということでもあります。

それでは、葛城市の現状についてお伺いをしたいと思います。介護の認定を受け、サービスの提供を受けるわけですが、そのお世話をしていただくケアマネージャーという方、それから介護予防サービスの事業所、そういった葛城市内における介護施設やサービス事業所というのは、どのようなものがあるのか、また、どのくらいの数があるのか。そして、市民がお世話になる市内のケアマネージャーというのがどのぐらいおられるのか。ケアマネージャーを選択するための要因とか基準、そういったものをあわせまして、今、地域支援の1、2の認定を受けた方がデイサービスとか訪問介護を受けられると思いますが、そのサービスを受けられる中で、市内、区域内利用、市外、区域外利用、これの現状としてどうなっているのかお答えいただけますでしょうか。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 介護予防支援利用者は、要支援の認定を受けられてもサービスを利用されない方を除いて、直営の地域包括支援センター利用が121人、外部委託の事業所利用が220件の341



然、今、高齢化に伴った認知症の発症率というのは高くなって、今、これも問題視されていますけれども、いろんな痛ましい、最近、認知症の事故もあったわけで、必ず地域で守り合えるということの保証、確証はなくても、少なくとも地域での取り組みというのは成果が出ると。今回の地域包括の考え方には、予防であったり、見守りであったり、そして実際に介護の域に入ったら、それをどうしていくかといういろんな課題があるわけですが、社会保障の枠組みの中で、何とか知恵を絞っていかなければいけないということになります、その必要性を認識して、どのように展開していけばいいかという具体案を、今、いろんな市町村が、まだ極めて、すごくいい対応、そういう策をつくっていつている市町村というのはまだまだ少ないのが現状であります。

先進地事例としましては、神奈川の大磯町や埼玉県の和光市、それから広島県尾道市の取り組みなどから参考にさせていただいているポイントというのは、いろいろたくさん要綱があるので、私なりにまとめさせていただいたんですけども。まず、先進地の中でしっかりやれているなどというのは、地域ケア会議というのがかなり濃厚に、綿密にされているわけです。あと、介護連携の仕組みづくりというのは、もう非常に、最終段階の仕組みづくりもしっかりされている。そして、今言う、地域支援事業の中にある生活支援コーディネーターとかいうのをつくってやっている。そして、地域のケアマネージャーというのが、まず一丸となっている。これがまず特色だったなというふうに思っておりますが、当然、高齢者のニーズをしっかり把握するという視点からも、当然のポイントであるとは思われますけれども。まず、これらの点について、葛城市は、地域ケア会議とか、それから今、現状において葛城市のサービス資源、地域の資源というのは発掘して、そういう連携というのはとれておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** まず、地域ケア会議の現状についてですが、平成27年度より個別ケア会議を開催しております。現在までに4回開催いたしました。ケアマネージャーが抱えている困難事例を対象に、サービス担当者に加えて、オブザーバーとして各専門分野から、弁護士、司法書士、大学教授、また地域の民生委員、精神保健福祉士など事例ごとに出席いただき、意見を頂戴しております。

次に、地域資源発掘の取り組み等についてですが、認知症サポーター養成講座を地域や市内事業所、団体などで開催し、認知症に関する正しい知識や付き合い方を理解し、認知症の人を支援していく認知症サポーターの養成に取り組んでおります。

また、65歳以上の一般高齢者及び要介護2以下の方8,993名を対象に、地域包括ケア実態調査として、市民意識の実態やニーズを把握するためのアンケート調査を実施いたしております。未回答の方には、再度おはがきでアンケート回答の協力を仰ぎながら、約75%ほどの回収を得ております。現在、集計作業とともに、高齢者のニーズ、地域の課題の分析を行っているところであります。

以上です。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** 今、山岡部長のご答弁にありましたように、いろいろとこれから包括ケアシステムをつくるための準備を着々と始めておられるなどという感じはいたしますけれども。

平成29年に、もうしっかりと総合事業というのが葛城市でやらないといけないという、そういう直前に来ている中で、先ほど、先進地事例の中で申し上げました、ケアマネージャーなんかは、特にケア会議の中でしっかりされているというのと、ICTを使って、ケアマネージャーが利用者の情報をしっかりと把握して、病院の予約とかそういう部分にも対応していったらというふうな、新しい取り組みというんですか、先進地の取り組みとしては、うちのICTの利用をこんな形で、またしていけるような方法はないのかなというふうな思いもしているわけがございますけれども。まず、やはり地域の専門職チームの編成を必ず早くして、何度も何度も地域ケア会議というのが重要だと私は思います。

1件当たりのサービス費用の面とか、市内の事業者の保護、監督する観点からも、やはり地域の中でスキルを上げていただかないといけない。これはもう最も重要だと思います。地域包括圏内でおおむね30分以内で駆けつけられるということが目標値でもあります。

各大字の区長さんや民生児童委員さんだけに頼らない方法を、先ほど増田議員もおっしゃったように、救急搬送、これのことも充実された上で、あらゆる角度から地域包括システムというのはつくらないといけない。非常に大変な作業なんですけれども、市内間でやっぱり好循環をつくっていくということが、そういう実態にしないといけない。今、言っている介護予防については、市民が全体で取り組んでいる様子は、本当によく目に映るんですけども、実際に介護の域になってくると、まだまだ見えていないことというのは多いと思うんです。要するに、要介護状態をこれから軽減していくための取り組み、要支援1、2の予防、そういった形で地域支援に、事業にされていく介護予防サービスの中で、地域で提供される体制というのをまず大目標としてつくっていく。やっぱり第6期の計画の主なポイントというのは、形だけのものではないんです。質の高い、しかも利用者の満足度も含めたものと、そして地域の人材発掘、人材確保、それから葛城市に、今、たくさんあるいろんな事業者、介護施設の指導などを徹底していただいて、葛城市の実態にしっかりと目を向けて、何を今しなければならぬのかということもしっかりと取り組んでいただかないと、間に合わないのじゃないのかなという気持ちもあって、ぜひとも、今の地域包括のスキルというか仕事量というのを、今現場を見ていると、ほとんど日々の個別ケースの対応であたふたしていらっしゃる、これが目に映ります。

まず、いろんなシステムを構築するには、その準備、今、さっき言っていただきました、この包括ケア実態調査のアンケートは、すごく内容も多岐にわたって書いていただいているんです。この分析結果をいい意味でいろんな広げ方をしないと、聞き方はとっても多岐にわたっているんですが、それぞれの分野によって問われ方が違うというふうな内容になっていると、私は見させていただきました。ということは、いろんな方がこのアンケートを中心に、これからの介護をどうしていくかということの計画を立てていかないと、これほど市町村に託されたいろんな課題を整理してやっていかないといけないんですから、ぜひとも、このマネジメントができる人材を中心につくっていく方策を考えていただかないと、なかなか、今、

現状の包括支援センターではやれないなということをもう一回検証していただきまして、どんな取り組みを始めていくのがいいのか、また、健康福祉センターにいる保健師さんの考えも大いに入れていただいて、介護というところにひとつ焦点を当てていただいて、この構築をぜひともしっかりとやっていただきたいと。

ちなみに、香芝市なんかも有能な人材を確保して規模を拡大して、直営方式をとっておられます。大和高田市も支援課という直営、宇陀市も委託であったんですが、平成27年度で直営となっています。これから樫原市などは、平成30年にはケアマネージャーは市内できっちり確保するという予定を立てておられています。ですから、本当に、地域は地域で守っていかないとだめだという、そんな時代に突入するわけで、いろんなそこにまつわる整備を、市は自分たちのことですから、市民のためにやっていく、そういう箱をしっかりとつくって、まず人づくりから始めていただく。

また、介護人口というのはどんどんふえていくわけですから、介護施設、サービス提供者の受け入れ体制とか、これから地域密着型というのを、やはり進めていっている介護保険法の趣旨というものをしっかりと理解していただいて、デイサービス事業も18人ぐらいのレベルで地域密着型になるというような、そういうことも、今、出てきておりますけれども、やはり地域で密着した介護の循環ということを改めて、私は強調したいと思います。

在宅や施設サービスの提供者など、それから病院、保険医療機関、それから社会福祉協議会、また民生児童委員さん、地域の皆さんと連携をうまくやっていただくということ。これから地域包括ケアシステムの早期の構築を、しっかりとした地域包括支援センターをつくってもらわなければならないということを、これからのこの作業をどうしようとされているのか、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 非常に難しい問題であろうというふうに思っております。我々が皆さんから預かった税金というのは有限でございますし、今議会の冒頭にも、施政方針の中でも述べさせていただいたように、税収というのは思うように伸びていないというのも現状ですから、そうは言いながら、高齢化率が上がってきている状況の中で、高齢化の問題、介護の問題だけじゃなくて、そのほかの子育てにもお金が要るとか、ほかのことにもお金が要するという状況の中で、じゃあ、何をやっていかなければならないのかということもしっかりと考えて、把握をして、議員いわく、マネジメントをしていかなければならないというふうに思っております。

現在、アンケートをとらせていただいて、75%の回答率というのは結構高い方だとは思いますが、多岐にわたり過ぎて、大字懇談会、タウンミーティングでも「ちょっと何が聞きたいのかわからないわ」というふうにお叱りをいただいたところもあったわけですが、そうは言いながら、記名で75%、最終的には9割、100%を目指していきたいなと思っております。

これは、私の友人の和光市長のところに、研修に私も行ったときに、あそこは平成13年から、介護保険が始まった次の年から、全部記名式のアンケートをとって、どこに何を欲している人たちがどの程度いるのかということも全部把握して、その後追いもしているんだとい

うこと。その中で、どこの地域にどのようなサービスを提供していけばいいのかということ、それこそマネジメントをしていったという実績があると。それを先人に倣ってというか、先進的なところに倣って、うちも葛城市全体の、今、約9,000名いらっしゃる方々の中で、実態を把握させていただく。そして葛城市33平方キロメートルの中で、どこの地域にどのようなサービスを欲している方々が存在するのかということ、まず地図上に落としていくことが大事だろうというふうに思います。要らないところに要らないサービスを設けても仕方がないので、欲しておられるところや、また、要支援1、2の方々に、その方々を要支援から、もう一回、要支援じゃない状況にしていくとかですね。

和光市に行って驚いたのは、和光市はもともと要介護のパーセンテージが15、6%と高かったんですけど、今はもう9%と、10%を切っているんですね。葛城市は逆に、要介護が上がっている状況の中で、どうすればこのような形で要介護の人たちを減らし、要支援の人たちを減らしていけるのかということ、やはり、地域みんなで考えてサポートしていける体制であるとか、家の中からひとり暮らしの方々も外に出てきていただいて、みんなが集まれる場所をつくっていくことであるとか、全体的に考えていかなければならない状況だと思います。

アンケートで実態を把握させていただいて、また、ICT等を使って情報の共有をしていく、介護にかかわる人たちの情報の共有を図っていく、そして、みんなが参加のしやすい場所づくりをしていくことと、みんなが相談をしやすいハードルの低い相談窓口をつくっていくこと、そして、事業者本人、市役所だけじゃなくて、民間の知恵も活用しながら、よりよいサービスの提供の仕方ができるように、今、午前中質問がありましたように、民間企業からもたくさん、今、葛城市に来ていただいたりしておりますから、民間企業の知恵を入れながら、全く新しい視点でアイデアをいただいて、そういう形でよりよいサービスの提供や暮らしやすい状況をつくっていけるように努力してまいりたいと思っております。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** 市長、ありがとうございます。いろんなところにも視察にも行っていただいて、いろいろと研究していただいているのだなということがわかりました。本当に、ここはハードな部分ではなくて、これはソフトの部分、人づくりの一番のところだと思います。この人づくりができていくためのプロセスをどうしていくのかという、一番の根源のところをしっかりと市長自身が認識していただいて、早くこのことについて、非常にいい成果が出るような方法をまた考えていっていただきたいと思います。

高齢者対策というのは本当に深刻にもなりますが、高齢者で、未病で、元気で平均寿命がとて、健康寿命が長いまちなんだよというようなシールが貼れるような、そういう葛城市にさせていただきたいと思っておりますので、しっかりした地域包括支援センターをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、子ども・子育ての支援の質問に移らせていただきます。

前回、子ども・子育て支援事業計画につきましては、私は、葛城市の子育て環境、支援についていろいろと一般質問を通して質問をさせていただきました。子育ての不安や孤立感を感じる親の増加や、共働き世帯の増加による保育ニーズへの対応や子育てに対しての施設整

備、医療などの助成などは、山下市長は何よりも優先した形をとって対応していただいたこと、また、この施政方針の方を読ませていただいて、本当にしっかりと子育てしたくなる葛城市というようなことを掲げていただいて、取り組んでいただいていることにつきましては、本当に評価させていただきたいと思います。

少子高齢化はもちろん深刻ですけれども、葛城市は年少人口はちょっとずつでもふえているという、うれしい状況でもあるわけですが、その受け皿をつくるということですが、保育所のことで先に聞かせていただきますけど、まず、保育の受け入れについて、待機児童はあるのでしょうか。もう一回確認させていただきます。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。

市内保育所につきましては、待機児童はございません。親の都合でここの保育園しかだめだということでご待っておられる方はありますが、国で言います、市としての待機児童はございません。

以上です。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。保育所は親の選び方にもいろいろありますけれども、葛城市の受け入れとしては、どこにでも行っていただく体制という形では、待機児童はゼロということで何よりだと思いますが、学童保育の状況なんかは、今、6年生までの預かりとなりまして、規模の拡大の中、私はちょっとまだ待機になるような状況を市民の方から耳にするんですけども、学童保育の事業、現状について、待機なく預かるために、施設の拡大とか整備とか指導員の拡大、配置にいろいろ問題があるのじゃないかなと思うんですが、そういった指導員の確保とか体制とかは、以前よりどのように改善されたのかというところをお聞きしたいと思います。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 学童保育のことですが、学童保育事業につきましてはシルバー人材センターに委託をし、週2回ではありますが、お年寄りとの交流事業を実施しております。

学童保育支援補助員として交流を通じ、伝承遊びや童歌を教えていただくなど、子どもたちは毎週楽しみにしていて、たくさんの学びや収穫があります。

平成28年2月現在の登録児童数は、新庄で161人、新庄北79人、忍海80人、磐城129人、當麻78人、合計527人です。

指導員につきましては、新庄学童で6人、磐城学童が5人、當麻、新庄北、忍海学童がそれぞれ4人の合計23人です。来年度につきましては、指導員を27人にふやす予定をしております。

以上です。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** それだけ学童保育のニーズがふえたということで、1人当たりの配置する指導員という枠でふやしていかないといけないような状況になったというふうに思わせていただいております。

ども、非常に、学童保育についても、また、新庄北の方で拡大もしていただくということで、そういった整備、学校から帰ってきてほっとする空間を保ちつつの施設ですので、いろんな意味で学校とは違う、ほっとさせるようなスペースというか、そういうようなものも要る中で、非常に前向きに取り組んでいただいたということも評価をさせていただきたいと思いますが、特に私は、そのときに問題になっていた、夏休みとかの長期休暇に対応した、働く世代の子育て家庭の支援ということで、開始時間とか、それから保育スペースの中で、外遊びをして、保育スペースでじっとしている。読書をしたり、じっとさせているような状況は構わないんですが、やはり、学童施設の中全体を考えたときに、体をもっと動かせるようなところを提供していけないのかというようなことを言わせていただいたと思いますけれども、そのあたりが非常に難しいところで、福祉部局の担当の学童保育と、それから教育部局の運動場とかそういう幼稚園の園庭とかでの連携というか、協議というのはどのくらい進んだのかということをお聞かせいただきたいんですけれども。教育関係の方でお願いします。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。ただいまのご質問の学童保育に係る教育委員会との連携についてでございます。

やはり、子どもたちが伸び伸びと運動していただくことは大切でございます。指導員の配置の義務づけをさせていただいた上で、小学校の運動場も活用させていただきたいと思ひまして、また、多目的教室等につきましても開放を行い、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** ありがとうございます。非常にいろんな形で開放していただくようになったということは、以前に比べて前進したんだなというふうに思わせていただいて、安心をするわけでございますが、今、公園なんかもキャッチボールができるということが規制されているという、子どもたちの遊ぶ空間というのも非常に規制されているような中で、やっぱり、学校の見守りがあるということを前提で、運動場があいていたら使っていいよというような、そういった教育の面から見ても、そのように開放をしていただくということに関しては、非常にまた、たくさんの学童保育を希望されている親御さんにとっては、目の届かないところでしっかりそういう見守りをしていただいているということに対しては、とてもうれしいことではないのかなというふうに思いますので、引き続きその形でやっていただくようお願いしたいと思います。

保育ニーズもいろいろとあります。質問をさせていただこうと思ったんですが、市長の施政方針の方に、かなりいろんな、詳細に一時預かり事業であったり、病児保育事業であったり、ファミリーサポートセンター事業については、今回、非常にその進捗を書いていただいています。あえてもうここで聞かなくても同じことになりますので、もうそのあたりはしっかりと取り組んでいただいたということの評価させていただいて、これから子育てニーズというのはまた新しく多様化してまいります。本当に要望もさまざまですけれども、職場に託

児所が欲しいとか、そういったことでも市長は、要するに、女性の就労支援という部分からも、前向きな取り組みを始めていっていただけるようなことをございます。

またこれから、今、社会福祉協議会の方にあります発達障がいとか、障がい者のための放課後のサポート、そういったものもこれから環境整備というのをまた更に見直していただいて、進めていっていただきたいと思います。いろんな要望があるんです。私の方にはいろいろいただいているんですけども、どこまで満足をするかというところですが、ほぼほぼ、いろいろと目を向けていただいているということも感謝したいと思います。

またこれから休日保育とか、本当にいろいろと全ての教育ニーズに、子育てニーズにということになりますけれども、これから指導員とか、それからその人員確保というところですね。葛城市も今、シルバー人材の補助員をとということで入れていただいていますけれども、資格を持つ人材登録というのも非常にこれから重要になりますね。葛城市もそういった人材登録をしていただくためのPR、要するに、市内でいい循環を持っていただけるような保育士さんとか、その辺の不足をちょっと耳にしておりますので、ぜひとも、人材登録、PRに積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

これからまだまだ、更に充実した葛城市に住んでもらいたいという、そういった思いから、市長のこの子育て環境について、どのようにお考えなのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** 昨年、健康増進の健康福祉センターとゆうあいステーション等で、子育て中のお母さん方、特に小さなお子さんをお持ちのお母さん方に対して、全部で100人ほどヒアリングを行わせていただきました。それぞれ1時間ぐらい時間を設けて、皆さん、今、どういうことが市にやってほしいと思いますかというようなことを聞かせていただきました。その中で、ちょっと簡単にいろいろと紹介をしますと、遊べる公園が欲しいとか、小さな子どもを連れて行ける、家の近所のできる、そんなたくさん遊具は要らないんだけど、遊べる場所が欲しいとか、あと、お外でトイレに行ったときに、おむつをかえられるような場所が欲しいとかというようなお話がありました。

公園は、やはりかなりハードな部分で難しいんですけども、トイレの部分はできる範囲ですぐ対応するよということ、それぞれ指示を出しまして、させていただいたり、市役所に来たりいろんな施設に入ったときに、おむつをかえる場所があるにもかかわらず、案内が非常に不親切やと、もっとちゃんと書いてほしいというふうに言われまして、それも対応させていただいて、入ってすぐにおむつをかえるトイレがここにありますよとかということを出させていただいたりというようなことを、すぐ対応できる部分というのは対応させていただきました。

そのときに、お仕事についてはどうですかというお話も聞かせていただいたら、まだ小さい、ゼロ歳から2、3歳児までのお母さん方ばかりだったんですけども、そんなにばりばり働きたいとは思わないけれども、週に1日、2日とか、1日に2、3時間とかでも働ける場所があったら働いてみたいというようなお話がありました。そういうお話を受けて、今、

国の方に申請をさせていただきながら、テレワークという形で、働くお母さん方が子どもを同じ場所で預けながら、働けるような施設を葛城市でつくってみようということで、今、動かさせていただいておるところでございます。

それ以外にも、お母さん方は年齢に応じてさまざまなニーズがあると思います。それに全てお応えをするというわけにはいかないですし、お母さん方とお話をしていると、こんなんやってほしい、あんなんやってほしい、こんなんやってほしいと言って、いっぱい膨らんできて要求もされますけれども、もちろん我々は皆さんから聞かせていただいて、できる範囲の中で最大のことはしたいと思えますけれども、皆さんも市民として、子どもたちがいつも生活する環境をどうつくっていくのかというのを一緒に考えてくださいと。家の前にごみが落ちていて、それを市役所に何とかしてくれと言うんじゃないで、自分たちも一緒にまちをきれいにすることを考える、自分たちの子どもたちにどんな環境をつくっていくのかということをとともに考えるような場をつくっていきましょうよ、というようなお話もさせていただきました。

時代に応じて、子育ての年齢に応じて要求されることや、また思われることというのは変わってくると思います。ついせんだって、大字懇談会である地域に行ったら、「うちの子が、学童保育にはいれへんと言われてん。どないなってますのん」と言われました。最終確認をしたら、ここのお子さんもは入れるというふうに確認ができましたので、そのこともお伝えはさせていただいてるんですけども、そのときのやりとりで、学童保育に、その方は、「多少料金が上がったって、私らはやっぱり預けたいねん」ということもおっしゃっていただきました。適正なお預かりの料金も含めて、いろいろと考えていきながら、学童保育のあり方や子育てのあり方等について、前向きに皆さん方のご意見を聞きながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**西井副議長** 川村君。

**川村議員** 市長、ありがとうございました。本当に子育ては周りのみんなですという考え方、これは確かにそのとおりであります。非常に、その状況がつかれない方に対してのサポート、そういった部分をしっかりと分けて考えていただいているということに関しても、今後、学童保育の保育料に関しても、ここまでしてあげたら保育料を徴収できるよというところまでぎりぎり頑張ってください、他市から比べると半分以下でございます。そのことにしっかりと内容のある、中身のある保育環境にしていいただければ、そういった理解もまた進んでいくだろうと思えますし、今後、いろいろといろんなニーズに応えていくということですが、まず、子どもが増えて、しっかりと少子化に歯どめをかけていくために、子どもを産んで、こうやってみんなです育てるよという空気づくり、そういったところも私たちもしっかりと取り組む方向で頑張りますので、これからも活気あるまちづくりにつながるものと大きく期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**西井副議長** 川村優子君の発言を終結いたします。

次に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

**内野議員** 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

もう間もなく、東日本大震災から5年を迎えます。インフラや住宅などの整備が進む一方、被災者の心のケアなど、依然として多くの課題が横たわっております。今、公明党の東北の現場の議員は、国会議員と一緒に1軒1軒回って被災者の声を吸い上げ、施策として実現をしております。私も心から1日も早い復興を祈ってまいりたいと思います。

私の質問は、女性活躍推進について。2点目は、男女共同参画について。3点目は、がん対策についての3点でございます。

これより、質問席より行わせていただきます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** まず1点目でございますが、急速な少子高齢化による働き手の減少、経済の停滞が指摘をされております。経済を発展させていく原動力は女性でございます。また、女性とも言われております。

昨年8月28日に成立をいたしました、女性活躍推進法。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律でございます。この推進法は、全ての女性が能力を発揮し、職場や家庭、地域などで活躍し、夢や希望を持って取り組んでいく社会を実現するために制定をされました。

本市においても、女性のライフステージ、ライフスタイルに応じて、全ての女性が輝ける機運の醸成が必要であると思います。

この推進法の中には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取り組みとあります。また、女性の登用目標の設定と行動計画の策定が義務づけられることとなります。

平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなりますが、このことについては本市といたしましても把握されていると思います。

まず初めに、本市における女性の職業現場の状況を教えてください。

**西井副議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいまのご質問の女性の職業現場における状況把握と分析についてでございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が、平成38年3月31日までの10年間の時限立法として平成27年8月28日に施行されたことに伴いまして、地方公共団体においても、女性活躍推進に関して必要な施策を策定し、実施していかなければなりません。こうしたことから、法第15条におきまして、地方公共団体は特定事業主となり、特定事業主行動計画を策定しなければならないと規定されております。

平成28年4月1日から施行することとなるため、まず、法施行令第1条第2項に規定する特定事業主を定める規則を制定いたし、女性の活躍に関する状況の把握及び課題の分析を行

ってまいります。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。分析中ということでございますので、今後どうかよろしく願いいたします。

続きまして、女性の活躍に関する数値目標や行動計画についてお尋ねをいたします。

**西井副議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。市役所の現状でございますが、平成27年度における本市職員の男女比率につきましては、男性職員が61.74%、女性職員が38.26%となっております。

また、管理職の女性割合は、部長級で7.69%、課長級で12.82%、管理職合計で11.54%となっております。

次に、平成27年度における女性職員の採用割合につきましては、男性職員が57.14%に対し、女性職員が42.86%となっております。このような状況のほか、継続勤務年数の男女差、超過勤務の状況等につきまして状況を把握し、課題の分析を行いまして、その分析結果を勘案し課題の選定を行った上で、計画期間、数値目標、取り組み内容及び実施期間を定めた特定事業主行動計画を作成するとともに、地方公務員法に基づく受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づいた採用や登用を行ってまいりたいと予定でございます。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今、答弁をいただきまして、この平成27年度採用数値が、女性職員が42.86%とすばらしい数字だなど、私はこのように思ったわけでございますが、ここに上げていただいている数字の中で、管理職、課長級で12.82%ということで、これは平成27年度で15%という目標を掲げておりましたが、今後、期待の持てる数字ではないかなと思っております。

次に、この行動計画を策定されましたら、もちろんホームページなどでの情報公開については、どのようにされるかお尋ねをいたします。

**西井副議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。策定できました特定事業主行動計画につきましては、職員に周知することはもちろん、ホームページ等で公表していく予定でございます。

また、その進捗状況や女性の活躍に関する情報につきましても、年1回ホームページ等で公表していく予定でございます。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。

続きまして、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置として、地域において、女性活躍推進にかかわる協議を行う、いわゆる協議会の設置が必要であると思っておりますが、

どのようにお考えでしょうか。

**西井副議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

議員が冒頭に申されましたように、急速な少子高齢化の進行によりまして、人口減少社会になった現在、多様な人材が活躍し、能力を遺憾なく発揮できる環境を整備することは、これまで以上に重要な課題でございます。特に、意欲と能力がある女性がもっと活躍できる職場づくりのためには、ポジティブアクションが不可欠です。内閣府が推奨しておりますポジティブアクションとは、男女労働者の間で、事実上生じております男女間の差があるときに、それを解決しようとする、企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのことでございます。

ポジティブアクションは、男女がともに活躍する企業を目指すものでありまして、女性のみを対象とすること、または、女性を有利に取り扱う取り組みだけを言うものではなくて、男性にとっても、企業にとってもプラスになるものでございます。

しかしながら、その必要性、重要性が十分認識されず、取り組みに着手していない企業や、取り組んではいるものの、形ばかりで効果が上がっていない企業も少なくございません。このような状況のもとで、ポジティブアクションの取り組みをさらに広げ、より多くの企業に促していくためには、行政と経営者団体との連携のもとに、この問題にみずから積極的に取り組み、その意義を深く理解する企業経営者等とともに強力に働きかけを行っていくことが効果的であることから、官民連携のもと、女性活躍推進に係る取り組みに関する協議を行う協議会の設置に向けての検討を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。ポジティブアクション、本当に舌をかむようなこの言葉なんですけども、この取り組みをさらに広げていくということで、また、官民連携のもとで、新たに女性の活躍推進協議会の設置に向けて検討していただけるということでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、大きい2番の男女共同参画についてでございますが、過日、毎年恒例で行われる男女共同参画セミナーが本市で開催をされました。毎年、当該部局におかれましては、いろいろとご尽力をいただいております。

今回はフェミニストカウンセラーの先生を迎えてセミナーということで、耳なれない言葉ですが、このフェミニストとは、女性の権利拡張や男女平等を主張する人のことを言うそうでございます。

お話の中には、さまざまありましたが、女性の暴力、いわゆるDVの話もございました。そこで、本市において、女性の暴力根絶対策についてのお取り組みを教えていただけますでしょうか。

**西井副議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 女性への暴力に対する法的根拠といたしましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法がございます。

同法の目的は、配偶者からの女性に対する暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることにあります。

また、関連法令といたしまして、ストーカー行為等の規制等に関する法律がございます。ストーカー行為についての規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置を定めることにより、個人の身体や自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、生活の安全と平穏に資することを目的とする法律でございます。

女性に対する暴力の根底には女性の人権の軽視があることから、女性の人権尊重のために、意識啓蒙や人権教育の充実を図らなければなりません。

毎年11月12日から25日までの2週間は、女性に対する暴力撤廃国際日でございます。本市におきましては、両庁舎に女性に対する暴力をなくす運動ののぼりを設置し、周知いたしております。

また、パープルリボンキャンペーンといたしまして、窓口で配付し、啓発を行っております。パープルリボン運動はアメリカの小さなまちから起こった取り組みで、現在40カ国以上の国々で国際的なネットワークに発展しております。

女性に対する暴力をなくす運動のさまざまなキャンペーンにおきまして、暴力のもとに身を置いている人に勇気を与えることを目的として、紫色のリボンを身につけたり、飾る取り組みをしております。

また、DV等の相談窓口を人権政策課に設けております。毎月第3木曜日には忍海集会所におきまして、女性相談員によります人権行政心配事相談所を開設いたしておるところでございます。

現在、毎年数件のDV相談はございますが、警察への通報やシェルターへの駆け込みが必要な事象は発生しておりません。

今後の新しい事業といたしまして、フェミニストカウンセラーによりますフェミニストカウンセリングを計画いたしております。引き続き、女性に対する暴力の根絶を目指しまして、明るいまちづくりを進めてまいります。

以上です。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今、部長よりいろいろお話がございましたが、内容はよくわかりました。

毎月第3木曜日に忍海集会所において、女性の相談員による人権行政心配事相談を行っていただき、またさらに、4月からはフェミニストカウンセラーによるカウンセリングも行う計画とのことございました。

1人でも多くの心配事を抱えておられ女性の方にお越しいただけるよう、周知の方もよろしく願いをいたします。また、時間のかかることとは思いますが、問題解決までどうかよろしく願いいたします。

続きまして、女性の参画についてお尋ねしたいと思います。

まず、防災女性の参画についてお尋ねをいたします。

**西井副議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 失礼いたします。総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

災害現場におけます女性の参画といった面におきまして、本市の地域防災計画を策定願う葛城市防災会議におきまして、以前は女性委員としては、市の幹部職員の女性1名だけでしたが、平成26年度から新たに日本赤十字奉仕団葛城支部、また、民生児童委員協議会、そして葛城市PTA協議会の中からそれぞれ1名ずつの委嘱を行いまして、現在は25名中4名の女性委員の登用を願っておるところでございます。

また、本年の4月から消防活動面におきましては、火災予防や地域防災に関する啓蒙、啓発活動、女性ならではのきめ細やかな対応を願う12名の女性消防団員が市の消防団組織の中に組み入れられ、その活動が始まることとなるわけでございます。

以上のような状況でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。地域防災会議、何回も私は申しておりますが、今回、市長のご配慮により、1名から4名にふやしていただけたということで、大変評価をさせていただきたいと思っております。

また、待望の女性消防団が発足されるということで、本当にきめ細やかな女性の視点で消防団活動が行われるということで、すごく評価をしたいところでございます。

また、既に女性消防団の活躍をしている消防団では、女性が持つ行き届いた気配りやソフトな人当たりの利点を生かして、住宅用火災報知機の普及活動やひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問、また、応急手当の普及指導などの業務を担い、好評を博しているそうでございます。葛城市における初の女性消防団のご活躍と無事故の活動を心より期待をしまいたいと思っております。

続きまして、各審議会における女性の参画でございますが、構成委員の中には、女性が全くいない委員会もあります。男女が社会の対等な構成員であることから、あらゆる分野の方針決定に参画する機会を確保することが必要であると思っております。

しかしながら、なぜ女性の比率がこれほど低いのか、委員の選出方法や委員会の開催時間、運営方法に問題点はないのか、本市のお考えをお聞きいたします。

**西井副議長** 芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 本市では、男女共同参画社会の実現に向けまして、葛城市男女参画基本計画を作成しております。その中で、施策の基本的方向として、政策方針決定過程への女性の参画を促進するために、審議会における女性登用の積極的拡大を推進することとしております。

審議会委員の委嘱に当たりましては、審議会等における男女共同参画を推進する指標では、政策決定や方針決定過程への男女共同参画を推進するため、審議会における女性委員の割合を平成27年度の目標といたしまして、25%を設定しております。

現在、審議会は26ありまして、委員総数298名、うち女性委員が52名、17.4%の登用率となっております。

今後、女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に政策を講じるつもりでござ

います。特に、女性委員を有しない審議会等の解消を図ります。

審議会委員の団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、関係団体に対しまして、委員の推薦に当たって、格段の協力を要請したいと思っております。

また、市役所内におきまして、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進めるとともに、各部署と連携を図りながら適切なフォローアップを行い、女性委員の割合を高めるつもりでございます。

以上です。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。本当に女性のご配慮をいろいろしていただいておりますが、市長にお尋ねを申し上げます。

例えば、消防委員会に女性消防団の中から1名以上の女性委員の登用をしていただけないでしょうか。

また、ゼロの審議会には女性の登用も重ねてお願いをしたいと思いますが、ご所見をよろしく願いいたします。

**西井副議長** 山下市長。

**山下市長** まず、消防委員でございますけれども、防災会議の方は、ご意見を頂戴してすぐ動かさせていただきました。ただ、消防委員につきましては、あそこに就任をいただいている皆さんは、かつて消防団で団の経験をされて、分団長ないしは団長をされた方々がほとんどですね。そのOBの方々が構成をされております。今回初めて女性消防団を組織いたしますので、その中で経験をさせていただいて、その上で、その経験の立場から消防委員という形で出てきていただけるんだと思います。初めから排除するのではなく、消防という特殊な現場を何らかの形で経験をして、その中から、こういうようにしていった方がいいんじゃないかという助言をいただくような場にいたしておりますので、それにつきましては、今後、女性消防団が実際に活動されることによって、そういう経験者も出てこられるだろう、その中から選ばせていただくことも、何年後かには出てくるかもしれないということは言えると思います。

ただ、女性を入れればよいということと、やはり活躍をしてもらうために入れるというのは違うと思います。ですから、適材適所で考えていかなければならないというふうに思っております。

防災会議につきましては、やはり女性特有の視点も入れていただかなければならないと思いましたが、それはやはり、女性が、あのときは部長で、山岡部長しか入っていなかった。それはさすがにやっぱり入れていかなければならないなというふうに思いましたので、入れてまいりましたけれども、今後いろんな葛城市が主宰しております審議会等の中身をもう一度確認をいたしまして、女性参画をしていただいた方がいいというような場があれば、ぜひ、積極的に女性の登用というのを考えさせていただきたいというふうに思っております。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。

続きまして、3つ目の質問でございます。がん対策についてお尋ねをいたします。

がんは今や国民の2人に1人はかかり、3人に1人は亡くなる病気です。かつては死に至る病として悲観的に考えてきたがんですが、正しい知識を持って予防し、適切に治療を行い、仕事や学業との両立支援策を充実させることで、がん対策はこの10年で大きな進歩を遂げております。

国のがん対策は、2006年に成立をしたがん対策基本法と、それを受けて2007年に制定されました、がん対策推進基本計画によって本格化をいたしました。基本計画では、初期段階からの緩和ケアの実施や放射線治療の普及などの重点課題として対策を強化。また、2012年に策定をされた第二期基本計画では、働く世代や子どものがん対策なども盛り込まれ、現在まで取り組みが進められております。その結果、1割から2割だったがん検診受診率は、この10年で3割から4割に向上をいたしました。

本市においてもさまざまな取り組みをしていただいておりますが、がん検診の現状と受診状況について教えてください。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしく申し上げます。内野議員の質問にお答えさせていただきます。

がんは我が国におきまして、昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況となっております。

診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となっていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要です。

葛城市のがん検診につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業として、厚生労働省が定めております胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん検診である5つのがん検診を実施しております。

本市におきましての検診の現状と受診状況ですが、毎年6月と11月ごろに新庄健康福祉センターと當麻保健センターにおきまして、集団検診を日曜日も含め、各8日間、合計16日間の日程で実施しています。また、個別のがん検診も実施しております。

平成26年度の受診率ですが、胃がん検診が7.2%、大腸がん検診が17.3%、肺がん検診が8.6%、乳がん検診が14.4%、子宮がん検診が16.7%となっており、平成25年度よりも受診率は上がっております。

女性特有の乳がん、子宮がん検診ですが、1人でも多くの方に受診してもらおうとして、毎年の定期の集団検診に加え、3月6日の日曜日ですが、臨時集団検診を実施いたしました。乳がん160人、子宮がん160人、延べ320の方が検診を受けられました。

受診率におきましては、女性特有のがん検診として、がん検診推進事業が始まった平成21年度と比較いたしますと、平成26年度では5つのがん検診全てにおきまして、1.6%から5.1%受診率が向上しております状況でございます。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。平成26年度は少しずつは上がっておりますが、国際的に見ますと、検診受診率は本当に日本は非常に低くて、アメリカと比較いたしますと、乳がん検診で見ましたところ、50歳から69歳を対象に、アメリカは80.8%、これは2012年のデータでございますが、日本は41.0%と、これは2013年のデータです。子宮頸がんに関しましては、20歳から69歳を対象にいたしまして、アメリカでは84.5%、日本では42.1%と、どちらも半分という数字でございます。いかにこの検診率が低いかというのは、今後これからの課題にもなってくると思うんですが、あと2年先には5大検診、5つのがんの検診が50%を目指して頑張っておりますが、50%を目指すというのはあくまでも手段だと思います。本当に市民の方の健康を願う上で数値があるものであると思うんです。

今回、先々日、この日曜日の3月6日に臨時集団検診を実施していただいたところ、160人来られた。乳がん160、子宮がん160と合計320名。これは午前中だけと違って、1日中やっていたということでございますが、私もこのはがきをいただきまして、申し込みました。2日前でしたけども、もう定員がいっぱいやということで、今回は受けられなかったんですけども、こうやって突発的に日曜日にやっていただけるということは、働く女性、また働く若い女性が行きやすいんじゃないかなと、そのように思います。

毎年いただきます健康カレンダー、ここにずっと日程が載ってるんでございますが、集団検診におきましては、6月から7月と11月と、延べ16日行っていたいでございますけれども、やっぱりここでも、日曜日午前中だけ、6月から7月に1回、11月に1回と、午前中だけになると人数も限られてくると思います。昨年はこの半分の人数でやられたと思うんですけども、この3月に。最終年度になるんですか、この3月に日曜日、働く女性には、全ての女性に女性特有のがんの検診を今後も続けていただきたいなとそのように要望いたします。

続きまして、がん検診の向上に向けての取り組みについてお聞きをいたします。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 4月広報配布とともに、健康カレンダーを全戸配布しております。健康カレンダーにおきましては、個別検診、集団検診の各種がん検診の実施案内を掲載しております。

個別検診におきましては、対象者への無料クーポン券の送付、未受診者への受診勧奨、再勧奨を行うとともに、がん検診のリーフレットを送付しております。また、特定健診受診者へ送付封筒にがん検診のPRチラシの同封、健康教育参加者へのPRやウォーキング教室、健康支援事業として3カ所にあります、おたがいさまサポートハウスにおいても、がん検診受診PRを行っております。

受診率向上を図るには、いろいろな機会でもPRも必要ではありますが、何よりも市民1人1人が健康の大切さ、各種検診の重要性を理解していただくことが一番大切なことだと思っております。

今後も葛城市医師会や、健康づくり推進委員の方々にも協力を得ながら受診勧奨を行い、受診率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。さまざまな取り組みをしていただいておりますが、がん検診受診率の目標を達成するためには、網羅的な名簿管理に基づく個別の受診勧奨、再勧奨が重要であると思っておりますので、その方もよろしく願いいたします。

今月の6日の読売新聞に書いてあった記事なんですけれども、「一度はウイルス検査を」とこの見出しで出ていたんですけれども、国内に肝炎ウイルスの患者の推計というものが150万人、また一方、感染に気づいていない人が約30万人、それで、受診や治療をしていない人も40万人いると言われ、一度はウイルス検査を受けることが重要であるなど書いてございました。

健康カレンダーを見ましたところ、集団検診、個別検診で、B型、C型肝炎ウイルス検診とございまして、これは40歳以上で一度も受けたことのない人が受けられるということと、費用は無料ということでございます。40歳になれば、このはがきが届くということですが、これも大変重要なことだと思います。できれば、一度も受けていない方への受診勧奨も行っていただけたらと、そのように要望いたしておきます。

続きまして、特定健診を受けるときに、肺がん検診も受けておこうと思うんですけれども、個別検診では、肺がんの検診が入っていないんですけれども、集団検診だけにしか入っていないんですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

**西井副議長** 山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 肺がん検診は、胸部X線写真の読影が重要であります。読影は二重読影で、2名以上の医師が同時に、またはそれぞれ独立して読影するものとする。そのうち1名は、十分な経験を有する者とするとなっております。

二重読影の結果、陰影等を過去のフィルムと比較しなければならない場合は、比較読影が必要になり、過去に撮影した胸部X線写真と比較しながら読影する必要があります。

個別検診で実施するためには、医師会の協力を得て読影委員会を設置するとともに、フィルムの管理、十分な経験を有する医師が必要となるため、十分な読影体制が整っております。集団検診で実施いたしております。県内では、個別検診を実施しておられる市は、橿原市のみと聞いております。葛城市におきましても、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。よくわかりました。

最後に、がん全般に対する偏見や差別をなくし、小さいころから正しい知識を身につけることが何よりも大切です。国は、がん対策推進基本法に基づき、文科省の委託事業としてがん教育に関する検討委員会を中心に検討を進め、最終報告書が平成26年2月に完成をいたしました。その中のがん教育の位置づけについては、がん教育の基本的観点をも命の大切さを育むがん教育と位置づけ、がん教育の目標を、がんに関して正しく理解できるようにする、命の大切さについて考える態度を育成するとしているところです。

また、命の大切さを育み考えると明示したことで、学校単独でなく、医師や看護師、保健

師、がん経験者等の協力を得るということです。このことから、国はこれら外部講師のリストを作成し、学校で取り組みを支援するような体制の構築を行っています。国、県の動向からも実施を促す方向であり、全国ではまだ少ないですが、先進市の取り組みも確認できます。これらを勘案して、葛城市のがん教育について、実施に向け具体的に調査をされているのか、また、実施をするのか、お考えがあるのかお聞かせをください。

**西井副議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。ただいまの学校におけるがん教育の現状につきまして、ご説明を申し上げます。

重複する部分もあろうかと思えますけれども、平成24年6月に策定の政府のがん対策推進基本法におきましては、平成28年までの間、子どものころからがんの教育、普及啓発を行うよう求められております。これを受けまして、文部科学省におきましても、がんに関する検討委員会の設置や、がん教育のあり方に関する検討会を開催しながら、平成28年までの間、がん教育の基本方針あるいはがん教育に必要な教材の検討や外部人材の活用方法について検討がなされております。

なお、平成30年度に予定される学習指導要領の改訂を視野に、検討を進めておられるということでございます。現時点の学習指導要領におきましがんに関する教育についての位置づけについてでございますが、小学校の体育の教科の保健領域では、栄養の偏りのない食事をとることなど、生活習慣を身につける必要があることや、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因となるなど、病気の予防について理解できるようにするということがされております。

また、中学校の保健体育の教科におきましては、健康保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養等の睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であり、これらの生活習慣の乱れは生活習慣病などの要因となること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対応する必要があること。そして、個人の健康は、健康保持増進するための社会の取り組みと密接なかかわりがあることなど、健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにすることとなっております。

また、現在、健康増進課におきましては、全ての小学校6年生、磐城小学校は5年生でございますけれども、そして、白鳳中学校1年生には授業の中で、そして、新庄中学校1年生につきましては健康福祉センターにおいて、夏休みに行われるふれあい体験の中で、それぞれ肺がんの影響の大きいタバコの害や受動喫煙について話をしていただき、がん検診の必要性とがん細胞のできるシステムなどについて学習を行ってもらっているところでございます。

以上でございます。

**西井副議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。各種学校で受動喫煙についての話からがん検診の必要性等々を行っていただいていると、そのようなお話でございました。

最後に、先日、がん教育を行っていく際の1つの教材としてどうかなと思うDVDのことなんですけれども、これは日本対がん協会で作成をしたがん教育のDVD「がんちゃんの冒険」「がんって、なに？ いのちを考える授業」を私、拝見をいたしました。非常にわかりやすい内容を聞き取りやすいナレーションが軽快なリズムに乗った動画とセットで学べるものです。今、各所で活用されております。初めに、このDVDの内容なんですけれども、「がんちゃんの話が辛いときは、近くの先生に声をかけてね、教室から出て行ってもいいよ」というところから始まりまして、ご家族にがん患者がいる子や亡くされた子などの配慮もあり、また、とてもわかりやすい内容でした。このDVDが無料で配付していただけるということでございました。一度参考にさせていただけたらと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

**西井副議長** 内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時30分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は第1に、総合型地域スポーツクラブの創設について。第2は、新道の駅建設事業について。第3は、コミュニティバス運行についての3点であります。

質問の詳細は質問席にて、一問一答方式で行わせていただきます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** まず第1に、総合型地域スポーツクラブの創設について伺ってまいります。

平成27年度の当初予算において、総合型地域スポーツクラブ設立のための助成金120万円が計上され、現在、設立準備会が設置をされ、着々と準備が進められているところであります。総合型地域スポーツクラブ設立のねらい、さらに、運営方法など現在の進捗状況について、まず説明を求めるものであります。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。よろしくお願いたします。ご質問の総合型地域スポーツクラブの設立のねらいと運営方法、そして、進捗状況につきましてご説明を申し上げます。

平成23年8月に施行されました国のスポーツ基本法や、平成25年3月に策定されました奈良県スポーツ推進計画におきましては、子どもから高齢者までの年齢層が競技としてのスポーツだけではなく、健康で長生きできるよう、広く市民に手軽にスポーツや運動ができる機会をつくり、子どもの体力向上から高齢者の医療削減まで、現代社会が抱えるさまざまな問題を解決する一助になるよう、また、スポーツや運動を通じて地域の仲間づくりや、健康づくりによる人と人とのつながりも育むという目的のため、各自治体に少なくとも1つは総合

型地域スポーツクラブを創設するよう推進しているところでございます。

このスポーツクラブにつきましては、スポーツ施設の修繕等に係る維持費は受益者負担という観点から、市民の不公平感をなくすことも踏まえまして、運営は基本的に利用する地域住民が運営の財源を会費として負担して、自主的、主体的に行うものでございます。

本市におきましても、スポーツ振興くじ助成金を受け、総合型地域スポーツクラブ活動助成創設支援事業といたしまして、平成29年3月までに設立に向けまして、平成27年度から取り組んでいるところでございます。

進捗状況につきましては、県のクラブアドバイザーの助言指導を受けながら、体育協会役員及びスポーツ推進委員等をメンバーとした設立準備委員会を立ち上げさせていただき、これまでに7回開催しているところでございます。

昨年10月には、総合型スポーツクラブを市民の方に浸透させるよう、プレ事業といたしまして、市広報に折り込みチラシを入れまして各戸配布し、体験教室といたしまして、子どものボールゲーム教室、健康教室、簡単ヨガやストレッチ体操等でございます。そして、親子バドミントン教室、ソフトバレーボール教室、トランポビクス教室を実施させていただいております。

また、本年3月にはスポーツ体験イベントを行いながら、事業の推進を図っておるところでございます。

また同時に、市民のニーズや意向を把握するために、参加者からのアンケートも実施させていただいているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 吉村部長からご答弁をいただきました。

国のスポーツ基本法や、奈良県スポーツ推進計画の目的に基づき推進すべき事業として、各自治体に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを創設する。この要請に応じて、葛城市も総合型地域スポーツクラブを平成29年3月までに創設するというところであります。

この点については、スポーツ基本法の第2条に明記されています。スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にかつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。この基本理念からして、一定理解できるものであります。

しかし、既に体育協会や各種目の連盟、クラブ、そしてスポーツ少年団等が何十年も前から存在をし、旺盛に活動しています。地域のスポーツの振興を担い、葛城市の体育スポーツ行政において重要な役割を果たしていることは、ここにおられる方、皆さんがご承知のとおりであります。そこにこのたび、新たに受益者負担の観点や会費を財源とした自主的、自立的な運営など、理念や運営方針が異なる総合型地域スポーツクラブが創設されることになったわけであります。体育協会や各種目の連盟、クラブ、スポーツ少年団や市民との関係はどのようなものになるのか説明を求めます。

赤井議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 ただいまのご質問の件でございます。

本市におきましては、体育協会、種目別のスポーツ団体、スポーツ少年団などの既存のスポーツ団体がございます。また、スポーツにかかわってきたスポーツ推進委員がおられます。これまで、こうした団体の人たちが地域のスポーツ振興の一端を担ってこられました。

一方、総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的に運営する、多種目、多世代、多様な技術、技能を有する人たちで構成されるクラブで、地域における新しいスポーツ活動の提案でございます。ですから、名称や組織、活動が明確なイメージとして捉えにくい面があり、既存のスポーツ団体等には、自分たちの活動を阻害するのではないかという警戒心があるかもしれません。しかし、少子高齢化の進展、地域コミュニティの喪失など、地域社会が変わっていく中で、スポーツの果たす役割に大きな期待が寄せられているところでございます。

地域住民が積極的にスポーツ活動を展開する場が増大することは、既存のスポーツ団体にとっても、指導者の派遣、スポーツイベントの運営に対する助言など、活躍の場が広がることにもなります。

総合型地域スポーツクラブの設立に向けましては、スポーツ団体等がこれまで培ってきた活動状況や、あるいは公園まつり、市民体育祭など市の行事にボランティアで参加していただいているということも考慮に入れながら、また、活動の蓄積を生かし合う場であることを念頭に、関係者の理解を求め、検討あるいは啓発していくことが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

赤井議長 白石君。

白石議員 吉村部長の答弁では、既存の団体が地域スポーツ振興の一端を担ってきたことや、公園まつりや市民体育祭などの行事にボランティアで参加してきたことを一定評価されていますが、地域社会が変わっていく中で、総合型地域スポーツクラブは、地域住民の主体的に運営する、多種目、多世代、多様なレベルの人たちで構成されるクラブであって、地域における新しい活動の提案である。指導者の派遣など、既存のスポーツ団体にとってもメリットがある。このように、今、お答えになりました。

総合型地域スポーツクラブと既存の団体、連盟、クラブとの関係については、明確な答弁はありませんでした。そこで、もう少し具体的にお伺いをしてまいります。

理念や運営方法などが異なるスポーツ団体が新たに設置されるわけで、これらはどのように共存されていくのか、あるいは、今後、総合型地域スポーツクラブに吸収あるいは統合されていくのか、やはりそれらの方向性を、私は当然、平成29年の3月末までに設置するということでありますから、示していただかなければならない、こういうふうに思います。

共存をしていかれるのか、いやいや、そうではなくて、吸収、統合されていく、こういう方向なのか、この点、第3の方法があるのか、お答えをいただきたい。このように思います。

赤井議長 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 申しあげましたように、平成29年3月までの設立予定でございます。平成27年度、平成28年度にかけまして検討してまいるわけでございます。さまざまな協議内容の検討が必要でございますので、2年間にわたって検討を進めてまいりたいので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 大切なことですよ。これがもう既に1年たって、残されたところあと1年じゃないですか。ちゃんとした方向性を打ち出してもらわなくては、どのように連盟やクラブの会員さんたちがしていったらいいか、そういう不安が出ているわけですよ。総合型地域スポーツクラブにやはり加入していくべきなのか、いやいや、もうそのまま組織として存続をし、共存していく、こういう形をとるのか、ということなんです。これは、市が主導してクラブの設立をやっているわけじゃないですか。何の展望も示さないでどうするんですか。共存していくんですか。将来、吸収、統合していくんですか。第3の道があるのか。この3つの中でどうなるのか、お示しをしていただきたい。後の質疑に係ってくることです。

**赤井議長** 大西教育長。

**大西教育長** スポーツ型の総合型地域スポーツクラブの趣旨につきましては、教育部長の方からお答えさせていただいて、今までの体協あるいはその他クラブ活動とは違うということは、ご理解いただいているかというふうに思っています。したがって、当然、クラブ等につきましては、よりその種目の専門性を高めるとか、技量を高めるといってございまして、しかし、このスポーツ型は、まずはコミュニティといいますか、こういう市民のつながり、きずなを強めるという、こういうのがベースにございまして、したがって、統合とかそういうものではなくて、共存の道を私どもとしては探っていきたいというふうに思っております。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 教育長の方から共存の道を歩む方向で設立に向けて取り組んでいきたい、こういうご答弁でありました。私も、これが現状ではベターではないのかというふうに思いますけれども、やはり、共存をしていくためには、乗り越えなくてはならないハードルがたくさんあるんですね。そこで、お伺いをしてまいりたい、このように思うんです。

吉村部長は、冒頭の質問に対して、この総合型地域スポーツクラブは、スポーツ施設の修繕等に係る維持費は受益者負担という観点から、市民の不公平感をなくすことも踏まえて、運営は基本的に利用する地域住民が運営の財源を会費として負担をして、自主的、主体的に行うものでございます。このように、重要な総合型地域スポーツクラブの運営の方法、財源について述べられているわけでありまして。

ご承知のように、現在、葛城市の地域スポーツの振興や市の体育スポーツ行政に大きな役割を果たしています体育協会や各競技の連盟は、その構成団体や連盟員から会費等は原則、徴収をしておりません。逆に、体育協会は、連盟に対して運営費を助成している、そういう関係になっています。クラブやスポ少等については、年会費等を徴収して、それぞれ独自に自主的に運営の経費に充てておりますが、使っていますスポーツ施設の修繕費等に係る経費は、負担は当然ありません。ところが、設立されるこの総合型クラブは、受益者負担の観点

から、利用する地域住民、会員が会費として負担をして、運営の経費やスポーツ施設の修繕に係る維持費に充てていくと、このようになっていくんですね。だから、私は冒頭に、理念や運営方法が全く異なる団体ができるんだと、こう言いました。そういうことなんですね。

部長は、関係者の理解を求め、検討を啓発していく。どのように啓発するのか。共存の道を行くということですので、それはそれとして答えになっているというふうに思いますけども。

運営の考え方も、運営費や施設の維持費の負担の考え方も、全く異なるスポーツ団体が存在することになるんです。そういう意味では、非常に、共存を目指してほしいけれども、大変難しいことなんですね。受益者負担の観点から、この運営の経費やスポーツ施設の修繕に係る維持費等に充てていく。このことから、共存についてどういうふうにしたら、していけるのかお考えになっているのでしょうか。

**赤井議長** 大西教育長。

**大西教育長** 先ほどの設立のねらい、運営方法の中で、部長の方が答弁いたしました。今、ご質問の中にもございました、修繕等に係る維持費等は受益者負担という観点ということでございましたけども、これがそのまま、今、検討している中身の基本になっているわけではないと。これはあくまで、この総合型地域スポーツクラブの趣旨、基本理念という中での1つの姿といたしますか、こういうものを述べたというところでございます。したがって、今後、こういうものも含めまして、この総合型地域スポーツクラブ、もちろん運営等には費用が要るわけでございますから、それと施設の利用の部分、このことにつきましても、当然、連動させながら、どこまでそういう経費あるいは受益者負担というのがあるのかということは検討してまいりたい。必ずしも、今、おっしゃっていただいた国や県が言っているこのスポーツ型の基本的な考え、ここが全てでは、今のところはそれを当てはめて、私どもが全てありきで考えているというわけではございません。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 教育長から改めてご答弁をいただきました。私がこうやって、総合型クラブについて一般質問で教育委員会の考え方をお伺いするということは、やっぱりそれだけ市民、スポーツ愛好者、あるいは連盟やクラブの方々から、施設がこれまでのように使えなくなるのではないか、使用料が要るようになるのではないか、こういう声が出ているんですね。もう7回も準備委員会ですか、やっているわけです。当然、そのことが漏れ聞こえてきて、こういう声が出ているんですね。

教育長は、国や県の方針として、それこそ、この3つの多様性、あるいは自主的な運営、自立的な財政運営というようなことで言われていること、これは私も理解しています。しかし、そのことがその準備会の中で議論されているから、私の耳に入ってくるわけじゃないですか。その中で、これまでのようにできないのではないかと、こうなっているんですね。

引き続いて、それとかかわってスポーツ施設の使用、確保、使用料について伺ってまいります。

これまで、連盟やクラブ、スポ少などの定期的練習会、あるいは競技大会の開催などについては、施設の使用があらかじめ確保していただいております。また、使用料については、団体はもとより、在住、在勤の市民は減免規定が適用され、誰もが原則無料で施設を使用することができました。ところが、1つは、文科省の総合型地域スポーツクラブ育成マニュアルでは、施設の使用という点では、総合型地域スポーツクラブは活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的、継続的なスポーツ活動を行うことができる、そういうクラブなんだ、これを特徴として上げているわけですね。

このことからしますと、平成29年3月設立の暁には、葛城市のスポーツ施設を活動拠点として使用し、定期的、継続的なスポーツ活動を行うということになるのではないかと思うんですね。それは、学校体育施設なのか、いやいや、スポーツセンターや新町の運動公園なのか、非常に微妙な問題だというふうに思うんですね。

また、葛城市が総合型地域スポーツクラブの設立を全面的に、今、主導しています。そして、クラブの自主性や主体的な運営、運営費や施設の修繕費等の維持費が、受益者負担の観点から、構成員、参加者等の会費で負担するという考えが示されております。このようなことで、先ほど言いました、連盟やクラブ、スポーツ少年団、あるいはスポーツ愛好家の中から、これまでのように施設が使えなくなるのでは、使用料を払わなければ使えなくなる、このような声が私の耳に聞こえ、訴えがあります。これはもう当然のことだと思いますね。

そこで、お伺いをしてまいりたいんですが、連盟やクラブ、スポ少などの各種団体の施設の使用や使用料は、設立後どのような扱いになるのか、何よりも団体に加入していない市民、スポーツ愛好家の使用や使用料はどうなるのか、この点をはっきりとお伺いしておきたいというふうに思うんですね。いかがでしょうか。

**赤井議長** 大西教育長。

**大西教育長** 今のご質問の中で、大変ご心配いただいているところ、既存のクラブ等々への波及といえますか、そういうところで非常にご心配いただいているかと思えます。

実際、今、この検討している中で、何が私どもの大きな課題になっているかといいますと、施設を使える時間があるのかどうかという、本市におきましては、社会体育がそれぞれ非常に長い活発な歴史がございまして、今、市のスポーツ施設、学校現場も含めて、そういうスポーツ施設が本当に毎日のようにあいている時間がないというのが現状でございまして。その中でこのスポーツクラブを創設して、どこまでそういう時間と場が確保できるかというのは非常に大きな課題となっております。

まず、それをどの程度できるかということ整理しているのも検討の中の、今、1つでございまして、今ここで、使用料を施設をどうのこうのするかということにつきましても、今、具体的に施設の使用料につきまして、確実に徴収していくという、そういうものを結論を出しているわけでは今のところない。それも含めて、運営費等々、活動費が要るわけですから、そういうものの中の会費徴収というようなことはあったとしても、これだけを施設利用料としてとれるかどうか、徴収できるかどうか、そして、そのことによって、ほかの今までの各種クラブ等々への波及ということは、ご心配いただいている点も十分理解しておると

ころでございますので、その辺も含めて、今、検討しておるところでございます、まだそれを確実なものとして、受益者負担をこの趣旨にのっとったものまで拡大して、具体的な運営の中にそういうものも含めて、実施していくところまで結論を導いているところではございません。今後の検討ということで、またいろんな方のご意見もいただきながら、スムーズにこの総合型のスポーツができるように、検討してまいりたいというのが現状でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 教育長からご答弁をいただきました。やはり、施設の利用の問題、使用料の問題というのは、これは、スポーツ愛好家、連盟やクラブの会員だけでなく、非常に大切な重要な問題であります。最後にそれは触れておきたいというふうに思います。

部長は、国のスポーツ基本法や奈良県のスポーツ推進計画に基づいて、この総合型クラブをつくるんだ。県のアドバイザーの助言を受けてやっているんだ。国や県が言っていることはまさに、私が今、言ったようなことなんです。しかし、これまでやってきたけども、実際に総合型地域スポーツクラブとして、本当に国や県が進めてきた、そういうクラブというのは本当に数が少ないですね。御所市にもあります、宇陀市にもあります、河合町にもあります。たくさんありますけれども、本当にこれらの要件を備えたというのは、非常に、活動拠点を持って、本当に多種目で多様なレベルの方々が集まってやっているというのは少ないです。唯一あるのは、吉野町。ここはモデル事業として実施をし、今、この総合型スポーツクラブが吉野町の運動公園を活動拠点として、指定管理者の指定を受けて運営をしています。私は、こういう方向へ目指しているのかなというふうに勘ぐるぐらい、そういう情報しか入ってこない。やはり、きちっとした情報を入れていただかないと、どういうことになるのか、これまでの体協や連盟、クラブ、スポーツ少年団、スポーツ愛好者の、やっぱり葛城市の中でスポーツ行政に果たしてきた役割を、本当に足蹴にするようなことになるわけで、こういう事態は避けてもらわなくてはならない。いろんなタイプがあるということは、私も承知しています。ぜひ、そういう視点から、このご議論をいただきたいというふうに思います。

しかし、確認をしておきたいことがあと1つあります。部長は、体育協会や種目別スポーツ団体、スポーツ少年団などの既存のスポーツ団体や人たちのボランティアが、地域スポーツの振興の一端を担ってきた、このように一応評価をしてるんですね。しかし、私は、一端どころか、それこそ、旧新庄町や當麻町、合併後の葛城市の地域スポーツの振興や体育スポーツ行政になくなくてはならない存在として貢献をしてきたと、私はこのように評価をしています。市民体育祭や各種スポーツ大会、成人マラソンや駅伝大会、屋敷山の公園まつりなど、体協や連盟、クラブ、スポーツ少年団などの会員の参加、協力、ボランティアを抜きにしては考えられない、こういう状況です。

私は、新庄町にお世話になり、このことが非常にびっくりをしました。皆さんが、役員さん中心ですけども、それこそ、テント張りからお店の設営、運営、撤収、本当に皆さんが職員と一緒にやっぱりやるんですね。これは大したものだなと、こういうふうに思っていました。これは、中央公民館や体育館、県民運動場などが建設をされた旧新庄町や旧當麻町

の時代から、住民が気軽にその施設を使用し、広く生涯学習やスポーツに参加できるように、行政の施策として使用料を減免して無料での使用を決断し、実施をしたことによって、住民の生涯学習活動やスポーツ活動への参加が広がり、このことと相まって、市の行事等へ積極的に参加するボランティア精神が醸成されてきた、私はこのように分析、評価をしております。本当に大事なことだと思っております。単なる経済的な問題じゃない、そういうことです。無料での使用を実施し継続してきた、この行政の施策が根源にあるんだということであり、この施策が合併後も引き継がれている。私の立場から言えば、サービスは高く、負担は低くこの約束をされてまいりました。その一環としても、このことはやっぱり守っていただきたい、切にこういうふうに思うわけであり、合併時の、サービスは高く、負担は低くこの約束というのは、本当に大事な重要なものなんですね。

合併後、平成18年に国民健康保険税が改定されました。18%だったでしょうが、税率が引き上げられました。これは、合併時の約束に違反じゃないかということで迫りましたけれども、当時の市長は、大変申しわけない。税率の改定はどうしてもやらなくてはならない。しかし、今後3年間、税率を改定しないために、10億円を一般会計から繰り入れて、値上げをしないように頑張る。こういう約束をされ、今まで履行されているわけであり、そのぐらい、このサービスは高く、負担は低く、これは総務省が言ったわけであり、この約束は大事なことであり、一定守られてきているわけですね。この点、こういう約束も含めて、どのようにお考えになられているか1点と、それから、社会教育との整合性なんですね。社会教育も中央公民館の使用について、原則、減免制度を適用して、在住、在勤者、文化協会傘下の団体等々、無料で使用ができます。これとの整合性も当然、私は考えてもらわなくてはならない、このように思います。

最後にこの点をお答えいただいて、次に移りたいと思います。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 今、さまざまな議論が行われたわけがございますけれども、今回の総合型地域スポーツクラブの創設につきまして、葛城市内でも体育協会とうちの担当者が中心になって、これを進めるんだということで、いろいろと打ち合わせに来たことは覚えております。実際に、それがどの程度というようなものなのかということですが、小さな視点で見ると大きな視点で見るとあると思います。白石議員も恐らく、市民がスポーツに親しんで、生涯学習を含めて、いろんな形でスポーツに親しんでもらえるまちをつくっていくことこそが目的であって、そこで、施設の中のお金が足らんから、それを回収していくということは二の次なんやろうということと、今までの葛城市の体協が果たしてこられた、スポーツ少年団が果たしてこられた役割であるとかということも鑑みて、きちっと考えていくべきではないのかということをご提案していただいているんだというふうに思っております。

これは、介護の問題も同じだと思うんですけども、皆さんが外に出ていく場を広げる、スポーツをしていただく場をたくさんつくっていくことによって、直接のかかわりがあるかどうかかわからないですけども、医療費が下がったりとか、皆さんの健康がよくなっていくとか、そういうことにつながっていく。いろんな人たちとの協力関係が生まれてくると

いうことにおいて、行政としてはプラスに働く役割の方が多くなっていくんだらうという考え方があると思います。

私の方も、教育長ともこれからまた打ち合わせをしていこうと思いますけれども、そういう場を、機会をつくっていくことこそ大事やと思っておりますし、そういうために、葛城市内を動かすバス網というものも構築していったんだというふうに考えております。ですから、これから総合型のスポーツクラブ、これは県との話の中でどこまでやらなければならないのかということをもう一度確認をしながら、葛城市としては、今まで伝統的にやってきたこと、これをしっかりと守りながら、また、いろいろと減免等も含めてやってきてる、それは、たくさんの人たちにスポーツに親しんでいただく機会をつくることだという考え、大きな視点に立って、できるだけそれを継続していけるように話し合ったいというふうに考えております。そういう機会を与えるのに、使用者の、受益者の負担というものはできるだけ低く抑えて、今までとは変わらないような状況ができるように努力をしまいたいし、話し合ったいというふうに思っております。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 市長がご答弁されました。ということで、私のほうから一言だけ述べておきたい。

旧新庄町、旧當麻町、そして合併後の葛城市、やはりいろんな歴史があり、1つの枠にはめ込んだ総合型クラブをつくるということは、これは当然、矛盾が生まれ、あつれきが出てくるわけですね。私はそういう意味では、奈良県の中にいろんな形の総合型地域スポーツクラブがある。しかし、県はそれらを精査して、ちゃんとしたものだけを残し、そして、改めてつくっていくみたいなことを言っているそうであります。しかし、それでは、そのまちそのまちの本当に独自に成長、発展してきた社会体育、社会教育が停滞しかねないというわけでありますので、この2つのスポーツ団体が、お互いがそれぞれの機能を果たしていけるようにやっていただきたいというふうに思います。

次に移ってまいります。新道の駅事業についてであります。新道の駅建設事業に伴う、市民や財政に対する負担を軽減をするというか、こういう立場から、平成27年12月の定例議会でも取り上げてまいりました。そして、そのことについて、ハード、ソフトの面からお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、現在の道の駅かつらぎに出店をされる農産物、酪農製品等の応募状況について、市内及び市外の状況と内訳について、説明を求めます。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

平成28年3月1日現在におきまして、市内農産物等の応募状況につきましては203件となっております。その内訳といたしましては、農産物が152件、加工品、工芸品等が51件となっております。農産物の内訳といたしまして、野菜、米が132件、切り花、果実が20件となっております。また、市外からの応募件数につきましては、99件となっております。その内訳といたしまして、農産物が48件、加工品等が51件となっております。合計302件の

応募がございます。

市内の方が申し込まれている割合につきましては67.2%となっております、農産物に限れば、全体で200件の応募がございます、市内産の農産物の件数につきましては152件となっておりますので、その割合は76%となっております。

農産物の応募品目につきましては、昨今、近隣の直売所に出荷されております農家が多数おられる中、春夏秋冬と四季を考えた多品目を栽培され、応募されている方が多いのが特徴であると思います。

そして、酪農製品につきましては、道の駅かつらぎが直営で牛乳を使った加工品として、ジェラート等を販売される予定でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 下村部長からお答えをいただきました。現在の応募状況は302件。このうち、市内からの応募件数は203件、67.2%ということではありますが、市内産農産物等の売上高の見込み額及び中期収支計画の売上高計画、これは5億2,800万円だったと思うんですが、これから見た地産率はどの程度になるのか、どの程度お見込みになっているのか、説明を求めたいと思います。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 農産物だけを見ますと、市内の方と市外の方の応募品目を比較いたしますと、市外の方は梨や柿、ミカンなど果実が含まれておりまして、果実は単価が高いことから、単純に応募総数と割合と売上額とは比例しないと考えられまして、売上額から見た地産率につきましては、葛城市はキクなど花卉の産地でありまして、市内からは花卉の応募件数も多いこともありまして、他のほとんどの農産物直売所におきましては花卉の売り上げがトップでありますことから、市内の農産物の申込者の割合が76%を占めておりますので、先ほどの単価の違いや花卉の売り上げを考慮すれば、売り上げに占める市内産の割合が高くなると考えられますが、その割合につきましては一概に言えないものであります。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 部長の答弁では、地産率、売上高については一概には言えない、今のところ見込むことができないということだと思います。現在302件ということであります。私は、先行してオープンされているJAならけんが運営されているまほろばキッチン調べてみました。

まほろばキッチンでは、開業当初の出荷者は約1,000件であります。現在は約1,300件程度と聞いております。まほろばキッチンの平成26年度の決算では、直売所取扱高は12億9,400万円であります。これを1件当たりの売上高にしますと、95万5,000円になるわけです。では、道の駅かつらぎの売上高計画では、先ほど申しました5億2,800万円です。現在の302件の応募件数から見てみますと、1件当たりの売上高は174万円余りとなります。まほろばキッチンが95万5,000円でありますから、比較しますと、1件当たりの売り上げは1.8倍になっているんですね。これは、なかなか困難な数字ではないかと。先行されて実際に運営されて

いるところから見て判断をしておくことであります。

そこで、まほろばキッチン並みに1件当たりの売上高を100万円程度としますと、道の駅かつらぎの売上高はどれぐらいになるかという、3億円なんですね。5億2,800万円からしたら、到底足りないわけでありまして。ということは、売り場面積の問題もありますけれども、出荷者の数をやっぱりふやさないと、なかなか売上高を達成することが困難であります。どの程度必要なのか、これはわからないところでありまして、まほろばキッチンから想定をすると、やはり平年ベースの8億1,000万円の売上高を上げていこうと思えば、530件程度の出荷者の確保が求められるんですね。

私は、何でこんなことを言うかといいますと、やはりちゃんと売上高目標を達成していただかないと、これは、運営会社は利益は出ません。900万円の利益も達成できないということになれば、これは大変なことになります。

そして、私自身が特に強調してきた問題は、やはり地元産品を70%で売り上げをして、市長が言っているように、道の駅かつらぎは、地元の出店、出荷者にもうけてほしい。これは同じなんです。しかし、現状では、あるいはこれまでの考え方からしたら、そうはなっていないんですね。数億円程度の売り上げの直売所では、地産品で70%を確保することは困難だと。消費者のニーズに応えるためにも、県外産を入れて、それを70%でいく。当面、県外産を70%入れて、将来、地産品を70%にする。こういうことを言われていたわけです。しかし、現状はそうなっていない。302件のうち、地元は67.2%。逆転しているんです、件数ですけど。

本来の売上目標を達成しようと思えば、奈良県産品を70%にしないと、売り上げできないと、こう言ってきた。しかし、現実には、67.2%は市内の地元の出荷者になっているんです。そんなこともあって、売上高の現在の想定からすると3億円に達しない。こういう状況になっているわけですね。私はもちろん、地元の出店、出荷者にもうけていただくということは、これはもう当然のことだと。当然、市外の出店、出荷者だけがもうけるとということは、これは道の駅かつらぎの創設時の趣旨とは異なってくるわけでありまして。今後、出荷者を応募、勧誘していくに当たって、どのようにしてふやしていけるのか、この点をお伺いしておきたいと思いますが、妙案はあるのでしょうか。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

まず、まほろばキッチンの登録会員数につきましては、1,300件と聞き及んでおりますが、実際出荷されている農家の実数につきましては、約700件程度と聞いておりまして、直売所の売り上げ12億9,400万円を700件で割りますと、1件当たり184万5,000円になりまして、道の駅かつらぎの農産物直売所の1件当たり174万9,000円とほぼ変わらない金額になります。また、道の駅かつらぎにおきましては、3月1日現在におきまして302件の応募数がございますが、それ以降におきましても、日々何件かの問い合わせがございまして、オープンまでには登録者数も増加すると考えられます。

また、この道の駅につきましては、地元の出荷者の方にもうけていただくことを目的とし

ておりまして、市内と市外を比較いたしまして、出荷品目として違うのは果実であることから、地元の方が今後は果実も出荷できるよう県や農協の営農指導員の方々と協力しながら、葛城地域に果実栽培等の振興も図っていきたいと考えております。また、年間を通しまして多品目の農産物を販売できるよう、1つの品目においても、1つの品種に限らず、極早生、早生、普通、奥手など多種となる品種で収穫時期をずらして、作付計画することができるよう、そして、お客様のニーズに合った作物を提供できるよう、会社はもとより、行政といたしましても、県や農協の営農指導員の協力のもと営農指導を行ってもらうとともに、いろいろな情報提供を行っていくことによりまして会員数もふえていきまして、市内産の割合も増加しまして、当初の7割の目標を達成できると考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** まほろばキッチンの例を挙げたわけで、その後、調査をしたわけでありましようけども、やっぱり、必死こいて出店、出荷者を集めているんですね。そうして、オープン時に爆発的に売り上げを上げて利益を出しているんです。そういう覚悟で、私は取り組んでもらわないと困るんですね。現状では件数はあるけれども、どれほどの売上高になるか全く積算されていない、見通しを持っていないということが大きな問題だということ指摘しておきたい。

次に移ります。本体事業費や関連事業費の執行状況について、現状についてお伺いをしてまいりたいと思います。

昨年12月の定例議会の一般質問の中での到達点では、土谷部長の答弁では、執行及び既に執行されようとしている額を含めると、21億1,800万円だったでしょうか。あと3億円残っていると。これで、オンランプや県道の拡幅等の関連事業費、あるいは本体事業の交流広場の公園整備事業等をやっていくと、こういう答弁でありました。その後、平成27年12月の第5号補正だったと思うんですが、1億3,500万円の補正がされました。それらが、工事請負契約の発注、あるいは入札が予定され、一定金額が定まってまいりました。現状ではどのような状況になっているのか、お伺いをしておきたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。ただいまの白石議員からのご質問についてでございますが、議員がおっしゃられたとおり、12月議会の一般質問におきまして、道の駅の進捗状況につきましては、見込みも含めて21億1,800万円が執行の見込みというふうにお答えさせていただいたところでございます。

それ以降につきましては、現状としましては、新たな契約等が行われていない状況でございます。現在は既に発注された工事の方を鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** まだ発注はされていない、これは私も了解しています。しかし、入札の事前公表の中では、既にこの周辺整備事業で1億3,000万円余り、そして、道路情報棟が7,700万円、これはいずれも予定価格でありますけれども、予定されています。これは合わせると2億円なんですね。

2億円です。この21億1,800万円にこの2億円を足し込みますと、23億2,500万円になるわけです。単純に計算しますと、概算事業費24億円でありますから、残りの事業費は7,500万円ということになるんですが、これ、オンランプ、あるいは公園の整備ができるのか、この点を最後にお答えいただきたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまのご質問につきまして、計上されている予算上では若干上回っている状況になると思いますが、執行の中で引き続き、事業費を縮減していきながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 執行の中で、鋭意縮減をしていただくというご答弁でありました。7,500万円の事業費の残額であります。あと、オンランプができるのか、公園広場の整備ができるのかというのが、これはまた、所管の委員会においてご議論をいただきたいということを述べて、私の質問を終わっておきます。ありがとうございました。

**赤井議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本会議第2日目、3日目の2日間で予定しておりました一般質問が本日終了したため、明日開催予定の本会議第3日目を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、明日の本会議第3日目は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、3月25日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、11日から23日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、議会全員協議会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時31分